

第3次 さぬき市男女共同参画プラン

— 2024(令和6)年度～2028(令和10)年度 —

● 男女共同参画社会とは ●

性別にかかわらず、一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮できる社会のことです。この「第3次さぬき市男女共同参画プラン」は、男女共同参画社会の実現をめざすまちづくりの指針となる計画です。

基本理念

自分らしく、ともにいきいきと生きることができるまち

2024(令和6)年3月
さぬき市

ごあいさつ

本市では、性別にかかわらず、一人一人が互いの個性を尊重し、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指した取組を進めるため「自分らしく、ともにいきいきと生きることができるまち」を基本理念として、平成16年6月に「さぬき市男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成21年6月24日には「さぬき市男女共同参画推進条例」を公布、施行しました。



その後、平成26年3月に「さぬき市第2次男女共同参画プラン」を策定し、継続して様々な施策に取り組んできましたが、令和6年3月末で第2次プランの計画期間が終了することから、この度「第3次さぬき市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

プランの策定にあたっては、令和4年度から2年間をかけて、市民アンケートや中学生ワークショップ、男女共同参画推進協議会での議論などを通じて、市民の皆さんのご意見を伺いました。

その結果、男女共同参画に対する認識は高まってきており、男性優遇意識や「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」などに代表される固定的な性別役割分担意識が依然として根強いこと、家事や育児、介護の負担が主に女性に偏っていること、DV等の被害に遭っていても、どこに相談すればいいかわからない人がいることなど、様々な実態が明らかになりました。

そして、少子高齢化の加速や都市部への人口の流動化、先端技術の急速な進展などによる勤務、雇用形態の多様化など、社会環境が大きく変化している中で、持続的な市の発展のためには、男女共同参画社会の形成を推進していくことが、引き続き、重要な政策課題であることを再認識したところであります。

この「第3次さぬき市男女共同参画プラン」は、令和6年度から10年度までの5年間を計画期間としており、男女共同参画社会の実現に向け、より具体的な行動計画を示すものとなっていますので、市民の皆さんにおかれましては、誰もが暮らしやすい社会づくりのため、家庭や地域、職場などの取組を一層進めていただきますようお願いいたします。

結びに、本プランの策定に際して、様々な立場から貴重なご意見、ご提言、ご協力をいただきました全ての皆さんに厚くお礼を申し上げ、ご挨拶とします。

2024（令和6）年3月

さぬき市長 大山茂樹

～ 目 次 ～

第1章 プランの策定にあたって -----	1
【1】プラン策定の社会的背景と趣旨 -----	1
【2】男女共同参画社会の定義について -----	2
【3】男女共同参画に関する社会の動向 -----	3
第2章 プランの概要 -----	8
【1】プランの位置付け -----	8
【2】プランの策定方法 -----	9
【3】プランの期間 -----	10
第3章 男女共同参画を取り巻く本市の現状 -----	11
【1】人口等の現状 -----	11
【2】アンケート調査結果から読み取れる現状と課題 -----	23
【3】第2次プランにおける数値目標の達成状況 -----	36
第4章 プランの基本的な考え方 -----	38
【1】基本理念 -----	38
【2】基本目標 -----	38
【3】施策体系 -----	41
第5章 施策の展開方向と行動計画 -----	42
【基本目標1】誰もが認め合えるまちづくり -----	42
【基本目標2】誰もがあらゆる分野で活躍できるまちづくり（女性活躍推進計画） -----	48
【基本目標3】誰もが安心して暮らせるまちづくり -----	55
第6章 プランの推進 -----	65
【1】推進体制 -----	65
【2】進捗管理 -----	65
【3】数値目標 -----	66
資料編 -----	68
【1】策定経過 -----	68
【2】さぬき市男女共同参画推進協議会委員名簿 -----	70
【3】さぬき市男女共同参画関連条例等 -----	71
【4】関係法令等 -----	76
【5】男女共同参画関係年表 -----	97
【6】用語解説 -----	103

第1章 プランの策定にあたって

【1】プラン策定の社会的背景と趣旨

1 男女共同参画を取り巻く社会的背景

国は、2000（平成12）年12月に「男女共同参画基本計画」を閣議決定し、男女共同参画社会の形成を国政上の最重要課題として位置付け、これまで様々な施策を推進してきました。それから20年が経過した2020（令和2）年12月には、国の計画も「第5次」となり「すべての女性が輝く令和の社会へ」を目指し、現在の社会情勢に応じた施策が進められています。

しかし、2022（令和4）年11月に実施された国の世論調査では、社会全体における男女の地位の平等意識は1割程度で、依然として男性優遇意識が女性優遇意識を大きく上回った状態が継続しています。我が国の総人口は減少局面にあり、出生数の減少や高齢化の進行を背景に、今後も少子高齢化がより一層進行していく見込みとなっており、社会保障費の増加や労働力人口の減少などが危惧されている中、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会に様々な影響を及ぼしてきました。社会の持続的な発展のために、男女共同参画社会の形成を推進していくことは、引き続き重要な政策課題として位置付けられます。

そのような中、ICT（情報通信技術）の進化や社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の加速など、先端技術の急速な進展は、産業や働き方にも大きな変革をもたらそうとしています。また、2019（平成31）年4月の「働き方改革関連法※1」の施行をはじめ、2020（令和2）年では「DV防止法※2」「パートタイム・有期雇用労働法※3」の一部改正、2022（令和4）年では「育児・介護休業法※4」の改正など、様々な関連法令の改正等も進められており、男女共同参画社会の形成に向けた取組は新たなステージを迎えてています。

※1 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」

※2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」

※3 「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）」

※4 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」

2 プラン策定の趣旨

本市では、2019（平成31）年3月に「第2次さぬき市男女共同参画プラン（改訂版）（以下「第2次プラン」という。）」を策定しました。

この度、第2次プランの計画期間満了に伴い、新たに「第3次さぬき市男女共同参画プラン（以下「本プラン」という。）」を策定します。

本プランは、国や県の計画との整合を図るとともに、第2次プランにおける取組の点検、評価結果及び市民を対象としたアンケート調査結果等から得られた現状や課題を踏まえ、本市の将来を見据えたより実効性のあるプランを目指した、具体的な行動計画を示すものです。

【2】男女共同参画社会の定義について

本プランの根拠法である「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」では、その前文において「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。」と記しています。

その上で、同法の第2条においては「男女共同参画社会の形成」を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。

本プランは、この考え方に基づき、性別にかかわらず一人一人の個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮できる社会の実現を目的としているとともに、本市の男女共同参画に関する基本的な取組の方向と具体的な施策を示す計画であり、各行政分野において、男女共同参画の視点が積極的に生かされるよう、分野横断的な取組を進めます。

【「男女共同参画社会基本法」における男女共同参画社会の定義】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

【3】男女共同参画に関する社会の動向

1 国際社会における我が国の位置付け

2023（令和5）年6月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数※」では、我が国は146か国中125位と、O E C D加盟諸国の中でも非常に低い順位となっています。前年の2022（令和4）年7月時点では146か国中116位でしたが、更に順位を下げる結果となっています。特に「政治」や「経済」の分野における男女間格差が目立っており、そのうち「政治」は上位国との差の大きさが目立っています。

【 ジェンダー・ギャップ指数 】

(146か国中の順位)	総合スコア	経済	教育	健康	政治
アイスランド(1位)	0.912	0.796	0.991	0.961	0.901
ノルウェー(2位)	0.879	0.800	0.989	0.961	0.765
フィンランド(3位)	0.863	0.783	1.000	0.970	0.700
ドイツ(6位)	0.815	0.665	0.989	0.972	0.634
↓					
英国(15位)	0.792	0.731	0.999	0.965	0.472
フィリピン(16位)	0.791	0.789	0.999	0.968	0.409
↓					
南アフリカ共和国(20位)	0.787	0.676	0.998	0.979	0.497
↓					
カナダ(30位)	0.770	0.740	1.000	0.968	0.374
↓					
フランス(40位)	0.756	0.717	1.000	0.970	0.338
米国(43位)	0.748	0.780	0.995	0.970	0.248
シンガポール(49位)	0.739	0.774	0.993	0.971	0.220
↓					
ブラジル(57位)	0.726	0.670	0.992	0.980	0.263
↓					
ベトナム(72位)	0.711	0.749	0.985	0.946	0.166
イタリア(79位)	0.705	0.618	0.995	0.967	0.241
↓					
インドネシア(87位)	0.697	0.666	0.972	0.970	0.181
↓					
韓国(105位)	0.680	0.597	0.977	0.976	0.169
中国(107位)	0.678	0.727	0.935	0.937	0.114
↓					
日本(125位)	0.647	0.561	0.997	0.973	0.057
↓					
アフガニスタン(146位)	0.405	0.188	0.482	0.952	0.000

資料：Global Gender Gap Report 2023

※ スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数のこと。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。

2 国の主な動向

(1) 第5次男女共同参画基本計画

国においては、2020（令和2）年12月に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。

この計画においては、指導的地位に女性が占める割合が低い要因として、政治分野や経済分野における取組の進展が不十分であることに加え、社会全体における「固定的な性別役割分担意識」や「無意識の偏ったものの見方や思い込み（アンコンシャス・バイアス）」の存在が指摘されています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化してきた、配偶者等からの暴力や女性の雇用、所得への影響など、配慮を必要とする女性への支援をはじめ、年齢や国籍、性的指向、性自認（性同一性）に関する課題の解決も含め、多様な全ての人が幸福を感じることができる社会の実現を目指すとしています。

【 第5次男女共同参画基本計画における目指すべき社会 】

-
- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に發揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
 - ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
 - ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
 - ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会
-

【 基本的な視点及び取り組むべき事項 】

- ・ あらゆる分野における、男女共同参画・女性活躍の視点の常時確保と施策への反映
 - ・ 指導的地位に占める女性の割合を、2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指すこと
 - ・ 男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織のみならず、家庭や地域などの生活の場全体に広げること
 - ・ 人生100年時代を見据えた取組
 - ・ A I や I O T 等の科学技術の発展に男女が共に寄与すること、その発展が男女共同参画に資する形で進むこと
 - ・ 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の強化
 - ・ 女性が安心して暮らせるための環境の整備
 - ・ 男女共同参画の視点による防災・復興対策の浸透
 - ・ 地域における様々な主体が連携・協働する推進体制のより一層の強化
 - ・ 男女共同参画社会の形成を牽引する人材の育成

※ 参考／本プランとSDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015（平成27）年9月に国連サミットで採択された、全ての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」です。

SDGsは、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

本プランにおいては、これらの目標のうち、5番目の「ジェンダー平等を実現しよう」が主に関連する分野となっています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023

2023（令和5）年6月に、内閣府男女共同参画局の「すべての女性が輝く社会づくり本部」及び「男女共同参画推進本部」において「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（女性版骨太の方針 2023）」が閣議決定されました。

この方針では「第5次男女共同参画基本計画」の着実な実行とともに、新たに取り組むべき重点的な事項を定め、分野横断的な視点を持って推進するとしています。

【女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（女性版骨太の方針 2023）の構成】

I 女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けて	(1) 企業における女性登用の加速化 (2) 女性起業家の育成・支援 (3) 地方・中小企業における女性活躍の促進
II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化	(1) 男女がともにライフイベントとキャリア形成を両立する上での諸課題の解消 (2) 男女間賃金格差の開示に伴う更なる対応 (3) 非正規雇用労働者の正規化及び待遇改善等 (4) 女性デジタル人材※1の育成 (5) 地域のニーズに応じた取組の推進 (6) ひとり親家庭支援
III 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現	(1) 配偶者等からの暴力への対策の強化 (2) 性犯罪・性暴力対策の強化 (3) ハラスメント防止対策 (4) 困難な問題を抱える女性への支援 (5) 生涯にわたる健康への支援 (6) 行政運営を補佐する合議体の委員構成における性別の偏りの解消 (7) 「女性・平和・安全保障（WPS※2）」への取組強化 (8) 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方
IV 女性の登用目標達成（第5次男女共同参画基本計画の着実な実行）	(1) 5次計画の中間年フォローアップ (2) 政治分野 (3) 行政分野 (4) 経済分野 (5) 科学技術・学術分野 (6) 地域における女性活躍の推進 (7) 防災分野 (8) 国際分野

※1 I C T等のデジタル技術を活用し、地域の課題解決を牽引する、より高度な技術力を身に付けた女性の I T 技術者のこと。

※2 W P S: Women, Peace and Security

3 女性活躍推進法に基づく計画の策定

2015（平成27）年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）（平成27年法律第64号）」により、働く場で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に發揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定やその公表が、国や地方公共団体、民間企業等の事業主に義務付けられました。

特定事業主（国・地方公共団体）に関する改正としては、2022（令和4）年12月に、状況把握、分析及び情報公表の必須項目として「職員の給与の男女の差異」を追加すること等を内容とする内閣府令等の改正が行われ、2023（令和5）年4月から施行されました。

また、国においては同法の成立とほぼ同時期に「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」が策定され、事業主に対してトップが先頭に立ち意識改革、働き方改革を行うことや女性の活躍の意義を理解し、女性の活躍推進に積極的に取り組むこと、働き方を改革し、男女ともに働きやすい職場を目指すといった方針が掲げされました。

4 香川県の動向

香川県では、2021（令和3）年10月に「第4次かがわ男女共同参画プラン」を策定し「男女の人権の尊重」をはじめとする4つの基本理念を定めるとともに、3つの基本目標と13の重点目標を掲げ、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すとしています。

前期プランである「第3次かがわ男女共同参画プラン」において目標値を設けた21項目のうち、19項目で進展がみられ、全体としてはおおむね順調に推移していると評価されましたが、県の審議会等に占める女性委員の割合など、より一層の取組の強化が必要な課題もあげられています。

【 第4次かがわ男女共同参画プランの施策体系 】

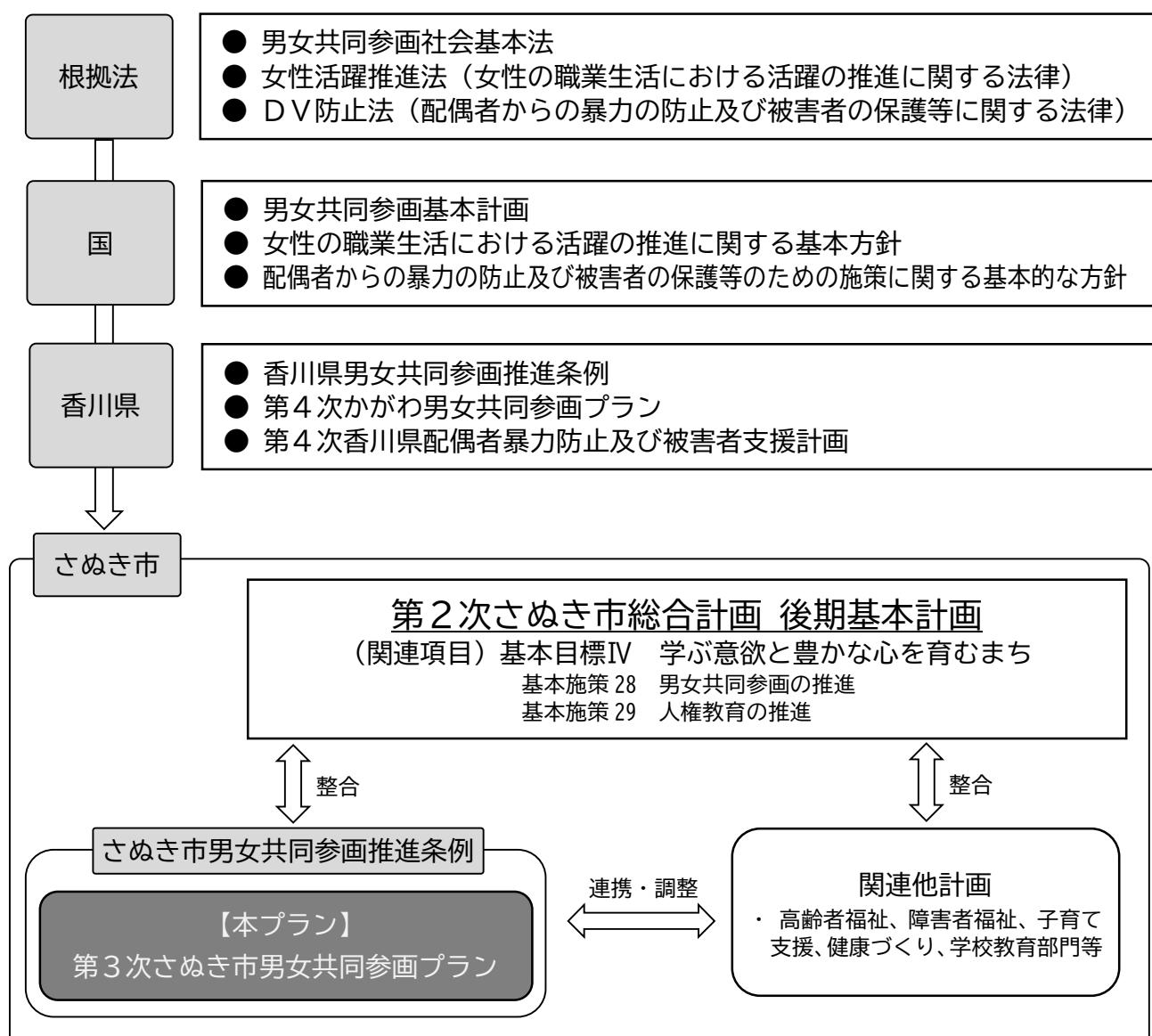
<p>【 基本目標Ⅰ 】 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりの推進</p>	<p>1 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し 2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 3 国際的視点に立った男女共同参画の推進</p>
<p>【 基本目標Ⅱ 】 あらゆる分野における女性の活躍の推進</p>	<p>4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 5 新しい働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現 6 働く場における女性の活躍推進 7 農林水産業における男女共同参画の推進 8 地域における男女共同参画の推進 9 科学技術・学術における男女共同参画の推進</p>
<p>【 基本目標Ⅲ 】 安全・安心に暮らせる社会の実現</p>	<p>10 防災における男女共同参画の推進 11 女性へのあらゆる暴力の根絶 12 生涯を通じた健康支援 13 困難を抱えたあらゆる女性等への支援と多様性を尊重する環境の整備</p>

第2章 プランの概要

【1】プランの位置付け

本プランは「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」であるとともに「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」として、また「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」として位置付けられ「第2次さぬき市総合計画後期基本計画」との整合を図るとともに、他の個別計画との連携を図ります。

【本プランの位置付け】



【2】プランの策定方法

1 さぬき市男女共同参画推進協議会における協議

学識経験者や各種団体、組織の代表者、市民によって構成される「さぬき市男女共同参画推進協議会」での審議を通して、様々な立場から意見をいただくとともに、市民や事業所、関係者等からの意見を反映させるため、市民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

2 アンケート調査の実施

プランの策定にあたって、本市在住の18歳以上の市民をはじめ、中学生、教職員、市職員、市内事業所を対象としたアンケート調査を行い、男女共同参画に関する意見や問題点、ニーズ等を調査し、施策を検討するまでの基礎資料としました。

	市民	中学生	教職員	市職員	事業所
調査対象	18歳以上の市民	市内中学校の2年生	市内小学校及び中学校の教職員	市職員	市内事業所
調査方法	郵送配布～郵送回収及びインターネットによる回答	各学校を通して配布、回収	各学校を通して配布、回収	人権推進課による配布、回収	郵送配布～郵送回収及びインターネットによる回答
調査期間	2022(令和4)年8月	2022(令和4)年8月	2022(令和4)年8月	2022(令和4)年8月	2022(令和4)年8月
回収結果	配布数 2,000 件 有効回収数 721 件 有効回収率 36.1%	配布数 361 件 有効回収数 329 件 有効回収率 91.1%	配布数 80 件 有効回収数 80 件 有効回収率 100.0%	配布数 100 件 有効回収数 100 件 有効回収率 100.0%	配布数 80 件 有効回収数 44 件 有効回収率 55.0%

3 関係団体調査の実施

市内において、男女共同参画を推進する活動に取り組む個人や団体等を対象に、男女共同参画に関する取組の現状や課題、今後の取組方針等についてのご意見をお伺いしました。調査は調査シートを郵送で配布し、郵送や電子メール等で回収する方法で行い、12名から回答をいただきました。

4 中学生ワークショップの開催

本プランの策定にあたって、中学生を対象に、男女共同参画に関する意見交換を通して、自分たちの将来について考えてもらうとともに、これからの中学生の取組に役立てることを目的として「中学生ワークショップ」を実施しました。

日 時	令和5（2023）年8月4日（金）13:20～15:35
場 所	さぬき市役所3階302会議室
参加人数	生徒18名
テーマ	テーマ1 男女の役割分担について テーマ2 将来について



【3】プランの期間

本プランの期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間と定めます。最終年度に、それまでの取組の点検、評価を行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

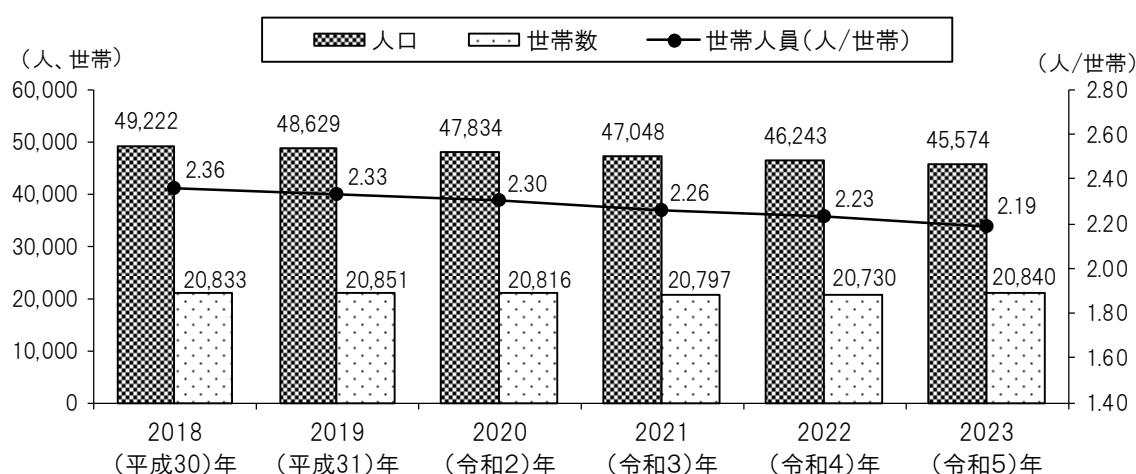
第3章 男女共同参画を取り巻く本市の現状

【1】人口等の現状

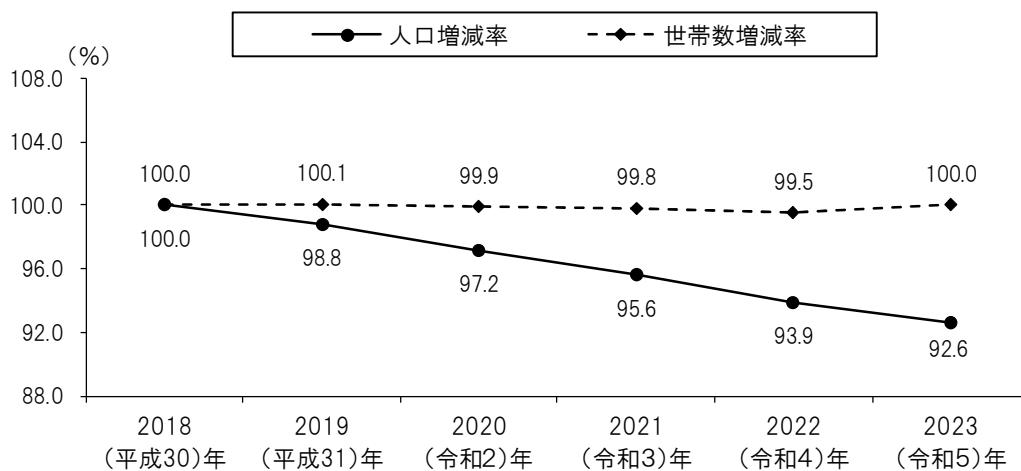
1 人口・世帯数の動き

本市の人口は、2023（令和5）年3月現在45,574人であり、2018（平成30）年を起点とすると減少しています。世帯数は、横ばいで推移しており、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、2018（平成30）年の2.36人から2023（令和5）年で2.19人となっています。

【 人口・世帯数の推移 】



【 人口・世帯数増減率 】



注：増減率は、2018（平成30）年を100とした場合の各年の割合を示している。
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」についても、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向にあります。

2021（令和3）年では、合計749人の人口減少となっています。

【人口動態】

(単位：人)

	自然動態			社会動態		(g)	
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)		
2019(令和元)年	205	693	-488	1,288	1,547	-259	-747
2020(令和2)年	190	666	-476	978	1,313	-335	-811
2021(令和3)年	191	745	-554	1,029	1,224	-195	-749

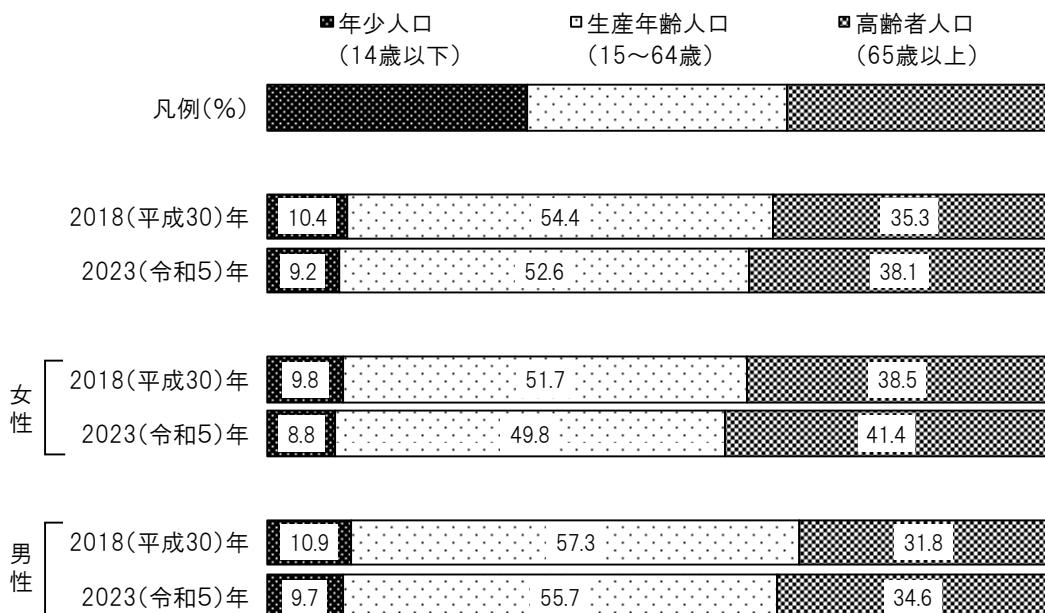
注:(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

資料：香川県人口移動調査（各年1月～12月合計）

本市の年齢別人口をみると、2023（令和5）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が9.2%、「生産年齢人口（15～64歳）」が52.6%、「高齢者人口（65歳以上）」が38.1%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、2018（平成30）年の35.3%から2023（令和5）年で38.1%と増加で推移しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

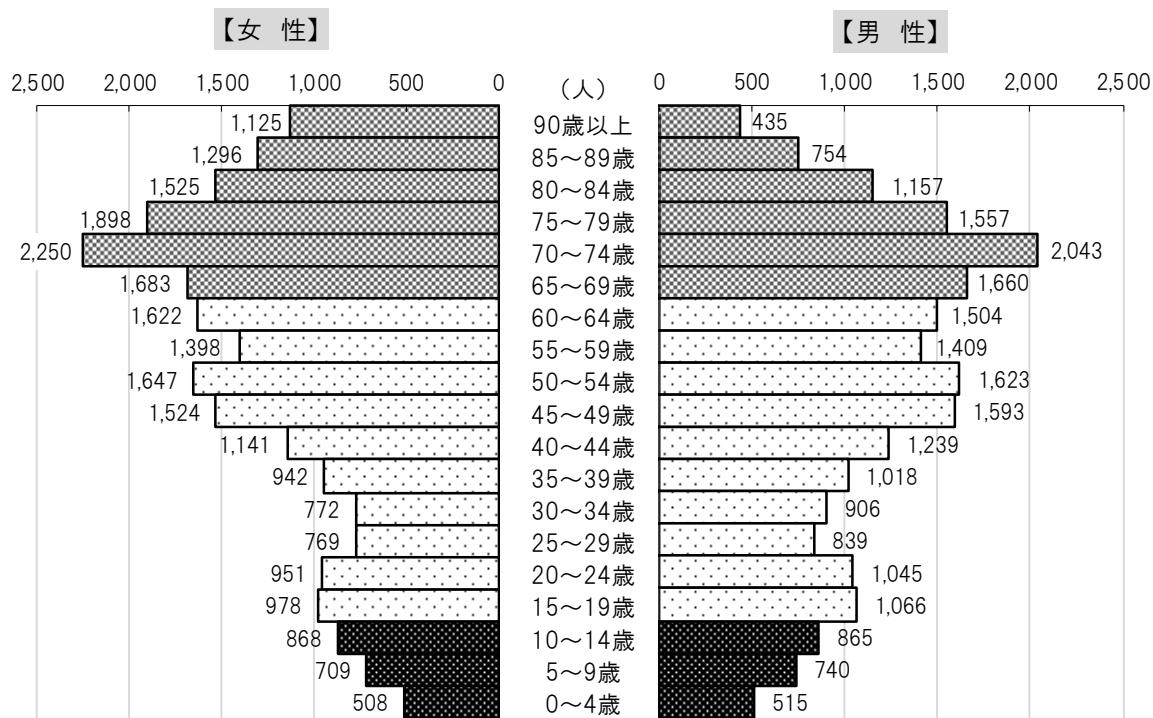
【年齢別人口構成比】



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

年齢を5歳階級別でみると、男女共に70代前半のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっており、70歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）】

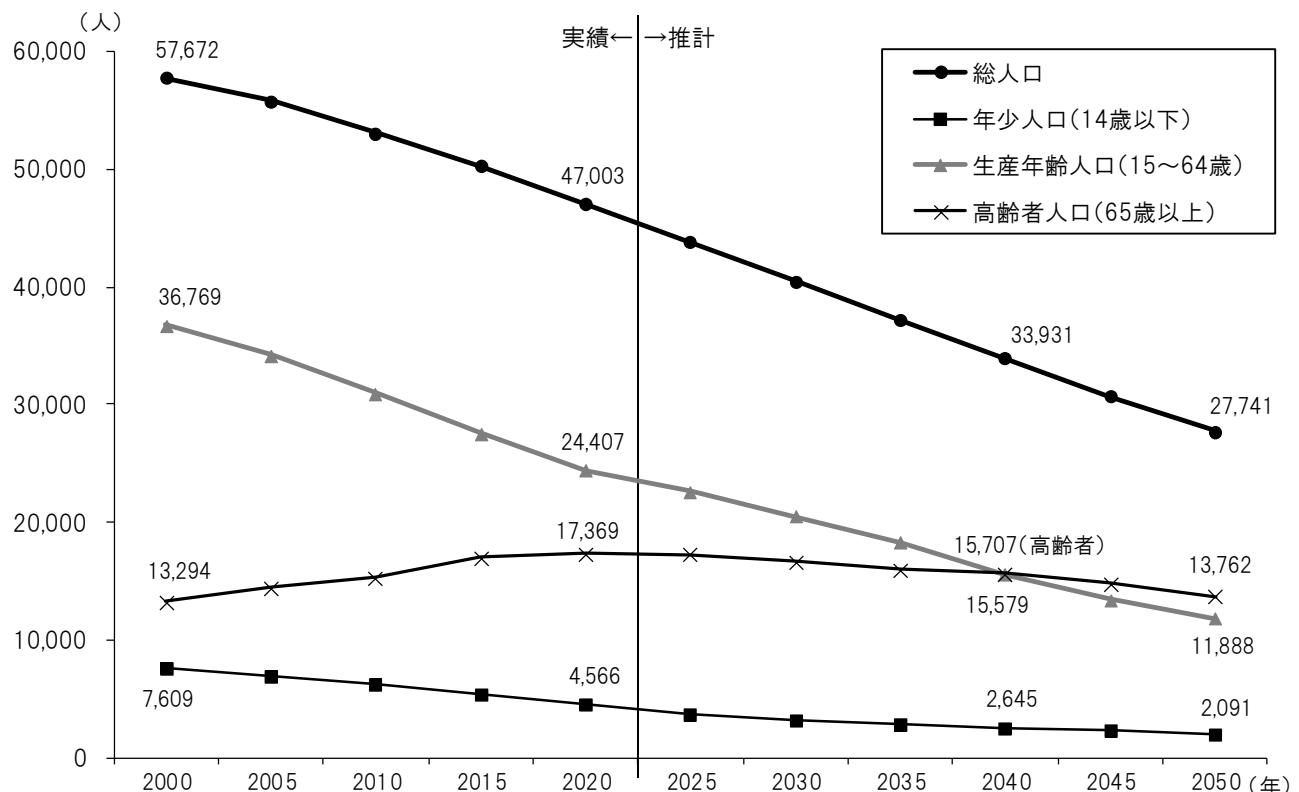


資料：住民基本台帳（2023（令和5）年3月末日現在）

本市の人口は、減少で推移すると予測されています。

年齢3区分別に人口推計をみると、生産年齢人口は、2020年を起点とした場合 24,407人から2050年の時点で11,888人と推計され、51.3%の減少率となっています。同様に高齢者人口は20.8%の減少、年少人口は54.2%の減少と推計されており、特に年少人口及び生産年齢人口の減少が目立っています。

【 将来推計人口 】



注：2000（平成12）年は合併前の人口を合算

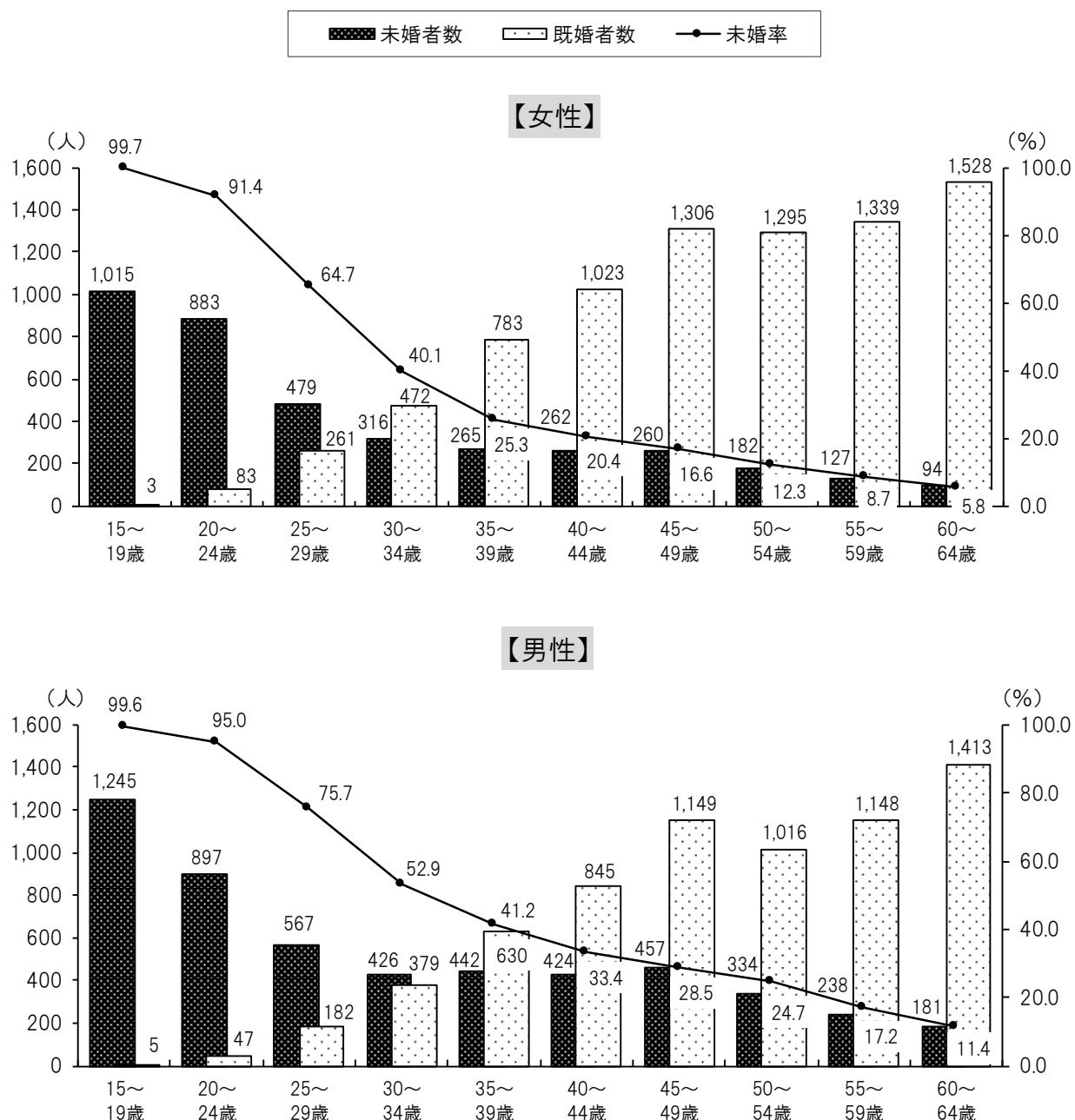
資料：2000（平成12）年～2020（令和2）年は国勢調査

2025（令和7）年以降は国立社会保障人口問題研究所（2023（令和5）年推計）

2 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、女性の場合は、30代前半で既婚者数が未婚者数を上回っていることから、30代前半が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。男性の場合は、20代後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っており、30代後半になると逆転することから、30代後半が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。

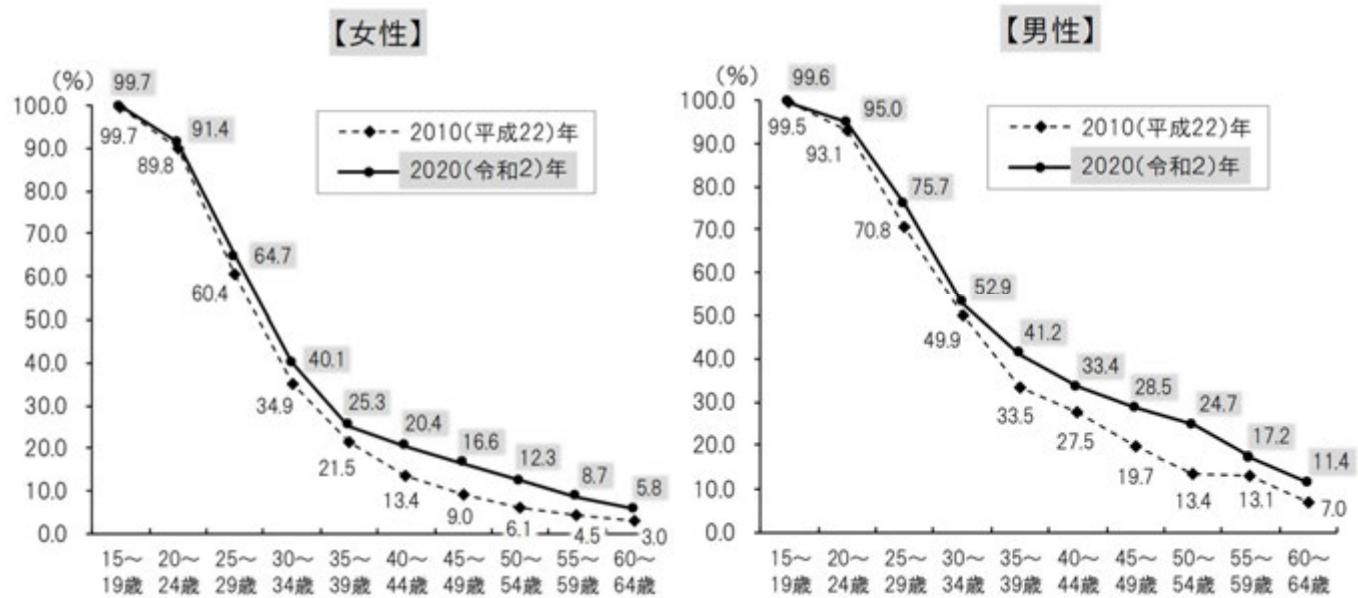
【年齢別未婚者数と未婚率】



資料：国勢調査（2020（令和2）年）

2020（令和2）年における本市の未婚率は、2010（平成22）年に比べ、男女共に増加しています。

【未婚率（経年比較）】

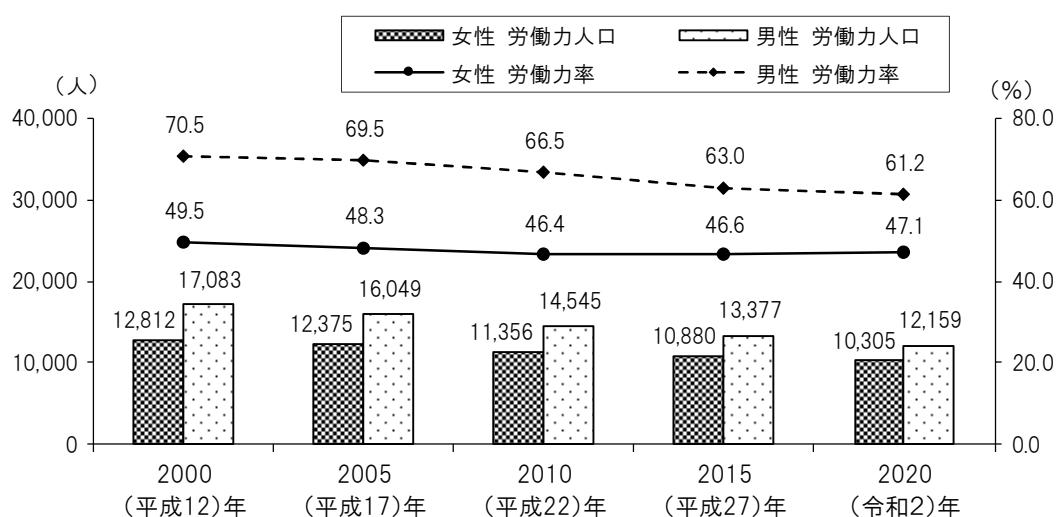


資料：国勢調査

3 就労状況

本市の15歳以上の労働力人口をみると、男女共に減少傾向にあります。男性の労働力率※は、減少で推移していますが、女性はおおむね横ばいで推移しています。

【労働力人口・労働力率の推移】



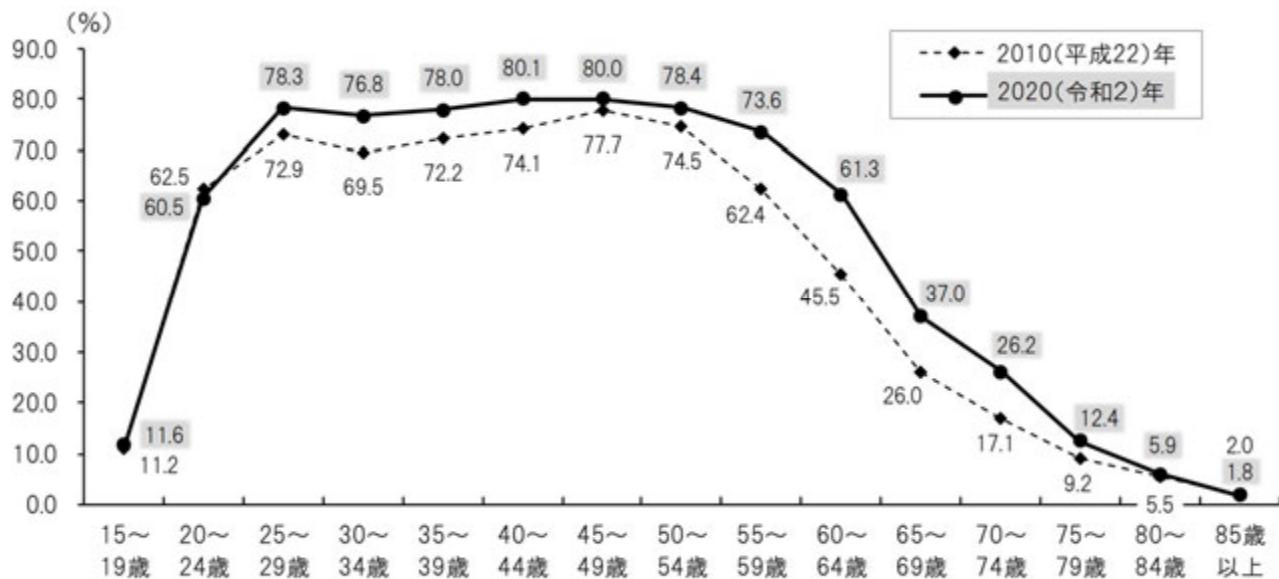
※【労働力率】就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合
注：2000（平成12）年は合併前の労働力人口を合算

資料：国勢調査

4 就業率

2020（令和2）年における本市の女性の就業率をみると、2010（平成22）年に比べ全体的に増加傾向にあり、結婚して子どもができても働き続ける女性が増えています。また、2010（平成22）年では、30代の子育て世代の就業率が一旦低下する「M字カーブ※」の状況がみられましたが、2020（令和2）年ではその傾向は緩やかな「台形」に変化しつつあります。

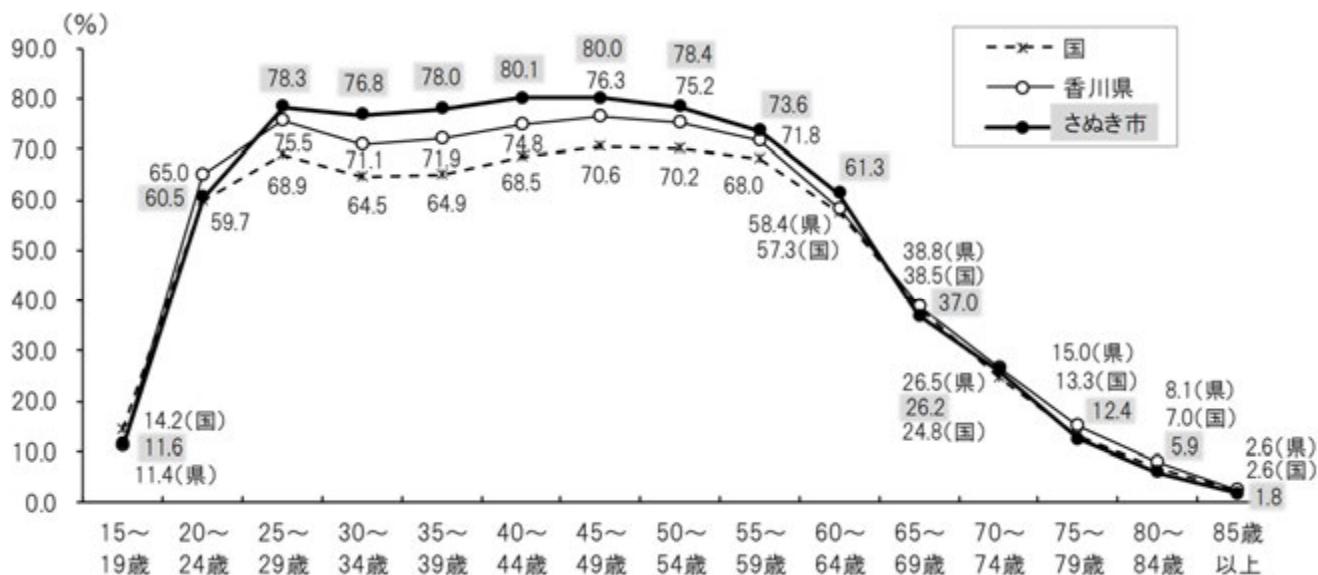
【女性の就業率（経年比較）】



資料：国勢調査

本市の女性の就業率は、香川県や国の平均を大きく上回っています。

【女性の就業率（県・国比較）】

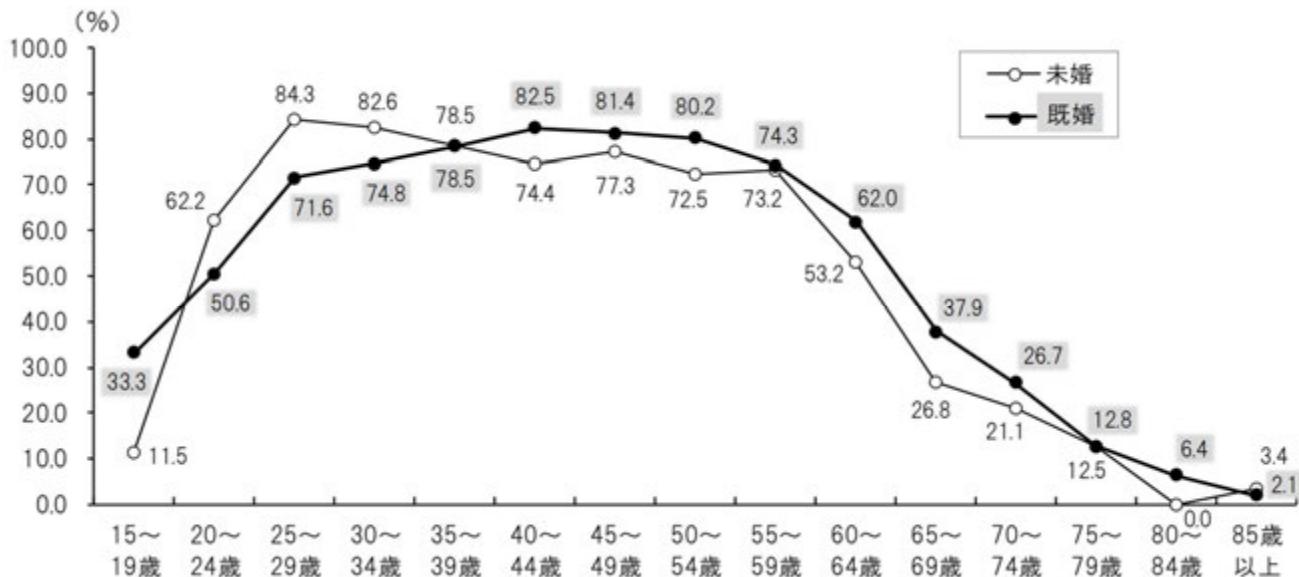


資料：国勢調査（2020（令和2）年）

※【M字カーブ】日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30代前半を谷とし、20代後半と30代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

本市の女性の就業率を未既婚別でみると、20～30代前半では既婚者の就業率は未婚者を大きく下回っていますが、40代前半には既婚者の就業率が未婚者を上回っており、子どもが成長し、再び就業する様子がうかがえます。

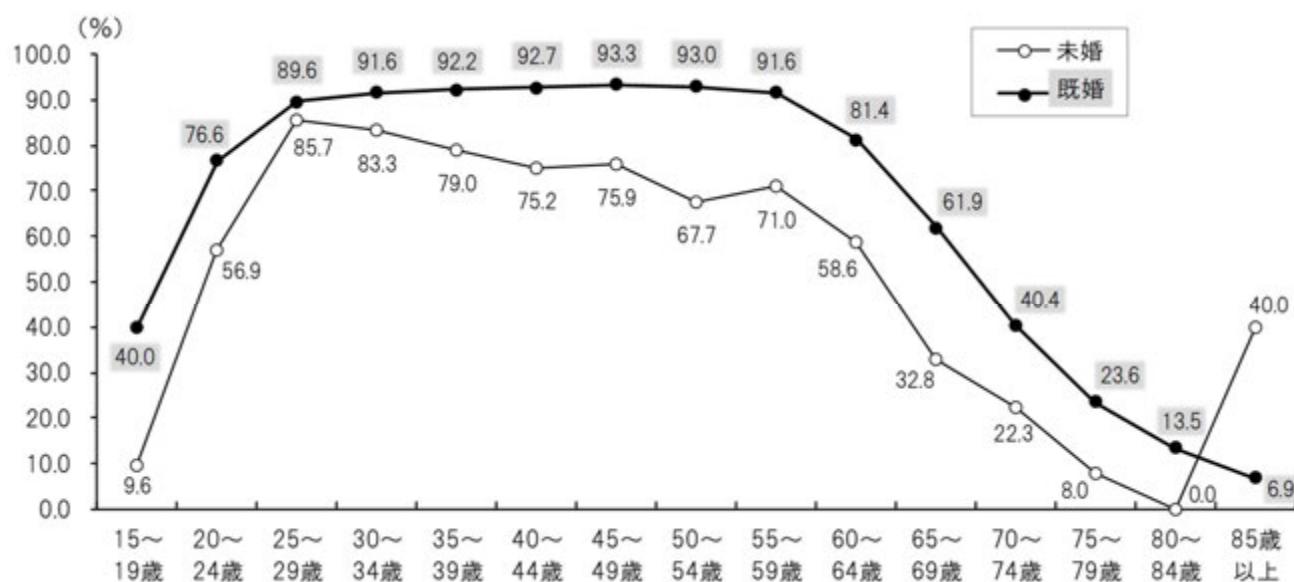
【 女性の就業率（未既婚別）】



資料：国勢調査（2020（令和2）年）

男性の就業率を未既婚別でみると、30代以降、未婚者と既婚者に大きな差がみられます。

【 男性の就業率（未既婚別）】



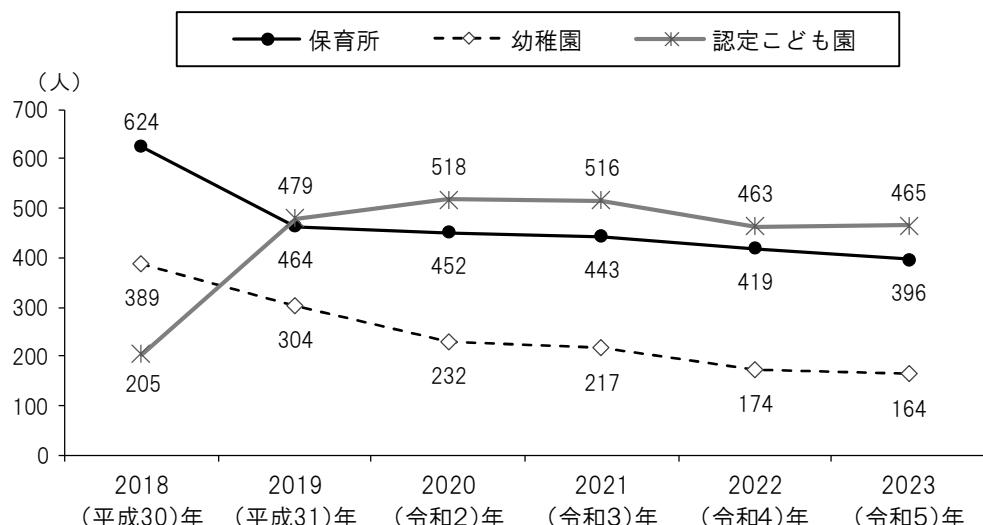
注：男性 85歳以上は、該当人数が少ないため比率が高くなっている。

資料：国勢調査（2020（令和2）年）

5 教育・保育施設の入所状況

本市には、2023（令和5）年では保育所及び幼稚園が各7か所、認定こども園が5か所あります。保育所及び幼稚園の園児数は減少傾向にありますが、認定こども園の園児数は、近年、横ばいで推移しています。

【園児数の推移】



【保育所】

	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年
施設数(か所)	9	6	6	7	7	7
園児数(人)	624	464	452	443	419	396

【幼稚園】

	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年
施設数(か所)	9	7	7	7	7	7
園児数(人)	389	304	232	217	174	164

【認定こども園】

	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年
施設数(か所)	2	5	5	5	5	5
園児数(人)	205	479	518	516	463	465

各年4月1日現在

注1：公立及び私立を合算

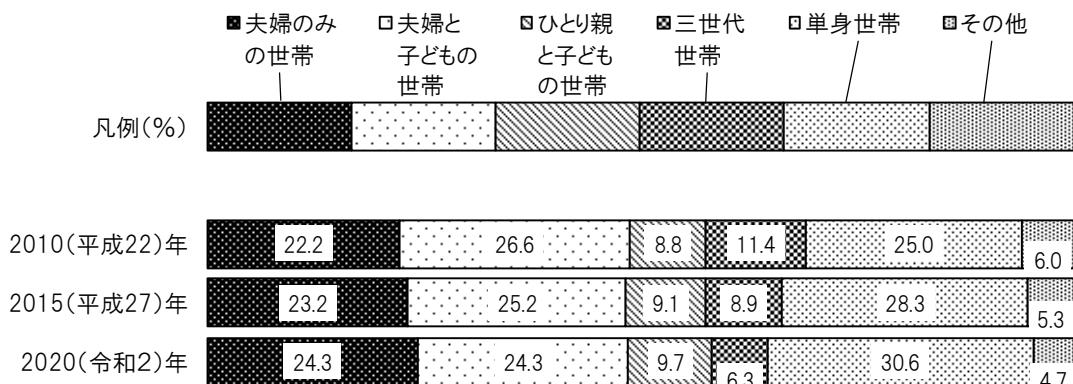
注2：事業所内保育所は除く。

6 世帯構成の推移

世帯構成について、2010（平成22）年から2020（令和2）年までの推移でみると、「単身世帯」は増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は減少しています。また、世帯人員が多い「三世代世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

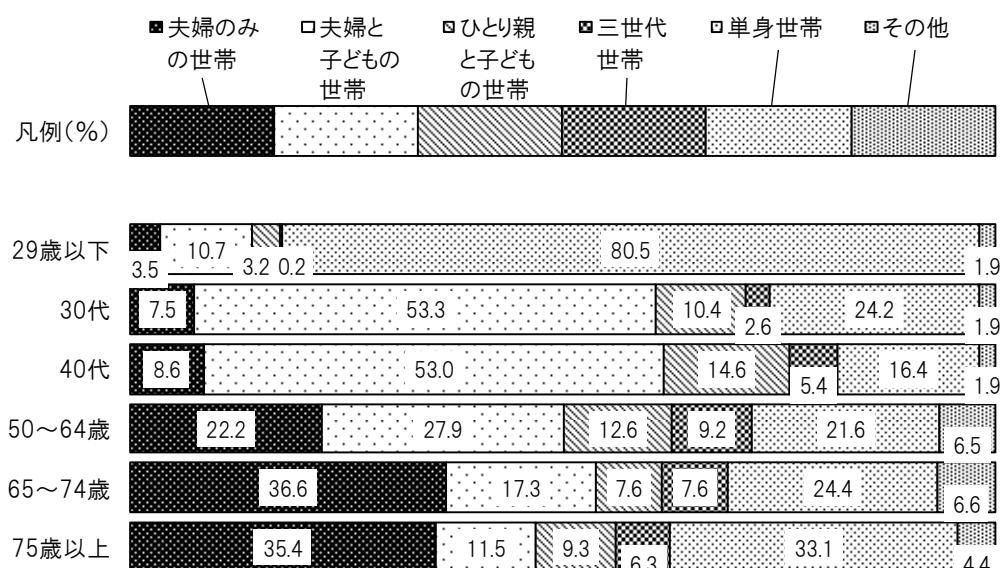
また、世帯構成を年齢別でみると、65歳以上は「夫婦のみの世帯」の割合が高く、29歳以下及び75歳以上では「単身世帯」の割合が高くなっています。

【世帯構成の推移】



資料：国勢調査

【年齢別世帯構成】



資料：国勢調査（2020（令和2）年）

7 ひとり親家庭の状況（20歳未満の子どもがいる世帯）

本市の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、2020（令和2）年では255世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【ひとり親家庭の状況】

	2010(平成22)年	2015(平成27)年	2020(令和2)年
ひとり親家庭(合計)	290	313	255
母子世帯数	252(86.9%)	271(86.6%)	216(84.7%)
父子世帯数	38(13.1%)	42(13.4%)	39(15.3%)

資料：国勢調査

8 高齢者世帯の状況

本市の65歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯は増加していますが、高齢者同居世帯は減少しています。

【高齢者世帯数の推移】

	2015(平成27)年		2020(令和2)年		増減率 (%)
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	
総世帯数	19,705	100.0	19,390	100.0	-1.6
65歳以上の高齢者のいる世帯	10,486	53.2	10,552	54.4	0.6
高齢者単身世帯	2,448	12.4	2,713	14.0	10.8
高齢者夫婦世帯	2,734	13.9	2,996	15.5	9.6
高齢者同居世帯	5,304	26.9	4,843	25.0	-8.7

資料：国勢調査

9 審議会等委員及び管理職に占める女性比率

2022(令和4)年4月現在における、本市の審議会等における女性委員の比率は34.6%、一般行政職の女性管理職比率は15.0%と、全国や香川県の平均を上回っています。

【市審議会等女性委員及び市職員女性管理職（課長相当職以上）の割合】

	審議会等委員数*			職員管理職		
	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員 割合(%)	総数 (人)	女性 (人)	女性管理職 割合(%)
高松市	859	329	38.3	131	12	9.2
丸亀市	618	275	44.5	45	8	17.8
坂出市	363	74	20.4	46	8	17.4
善通寺市	268	74	27.6	32	4	12.5
観音寺市	497	106	21.3	42	2	4.8
さぬき市	283	98	34.6	40	6	15.0
東かがわ市	346	120	34.7	24	5	20.8
三豊市	667	171	25.6	52	10	19.2
土庄町	259	31	12.0	12	3	25.0
小豆島町	252	59	23.4	22	3	13.6
三木町	197	55	27.9	20	2	10.0
直島町	86	18	20.9	12	2	16.7
宇多津町	209	48	23.0	10	1	10.0
綾川町	220	64	29.1	14	3	21.4
琴平町	159	36	22.6	27	2	7.4
多度津町	191	50	26.2	12	3	25.0
まんのう町	150	40	26.7	14	1	7.1
香川県市町平均	-	-	29.6	-	-	13.5
全国市区町村平均	-	-	28.0	-	-	13.7

* 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（2022（令和4）年4月1日現在）

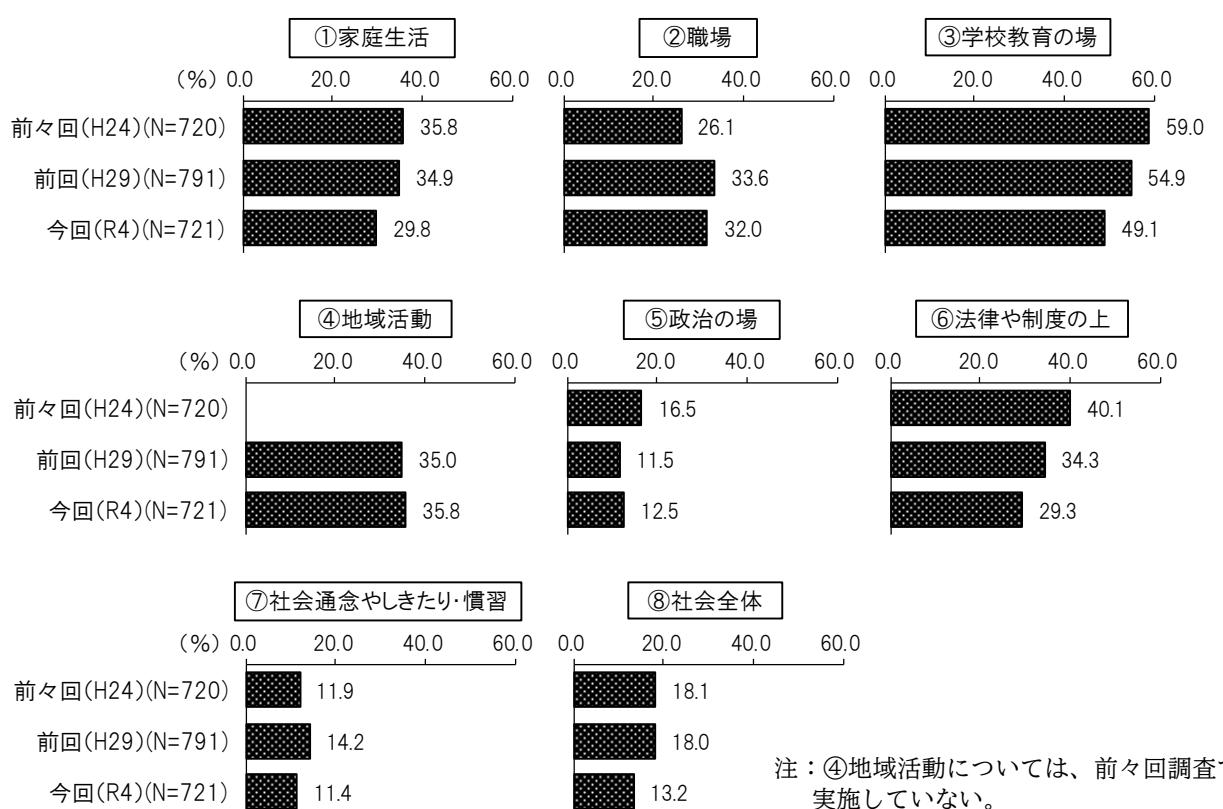
【2】アンケート調査結果から読み取れる現状と課題

1 男女共同参画の意識について

【市民アンケート調査結果より】

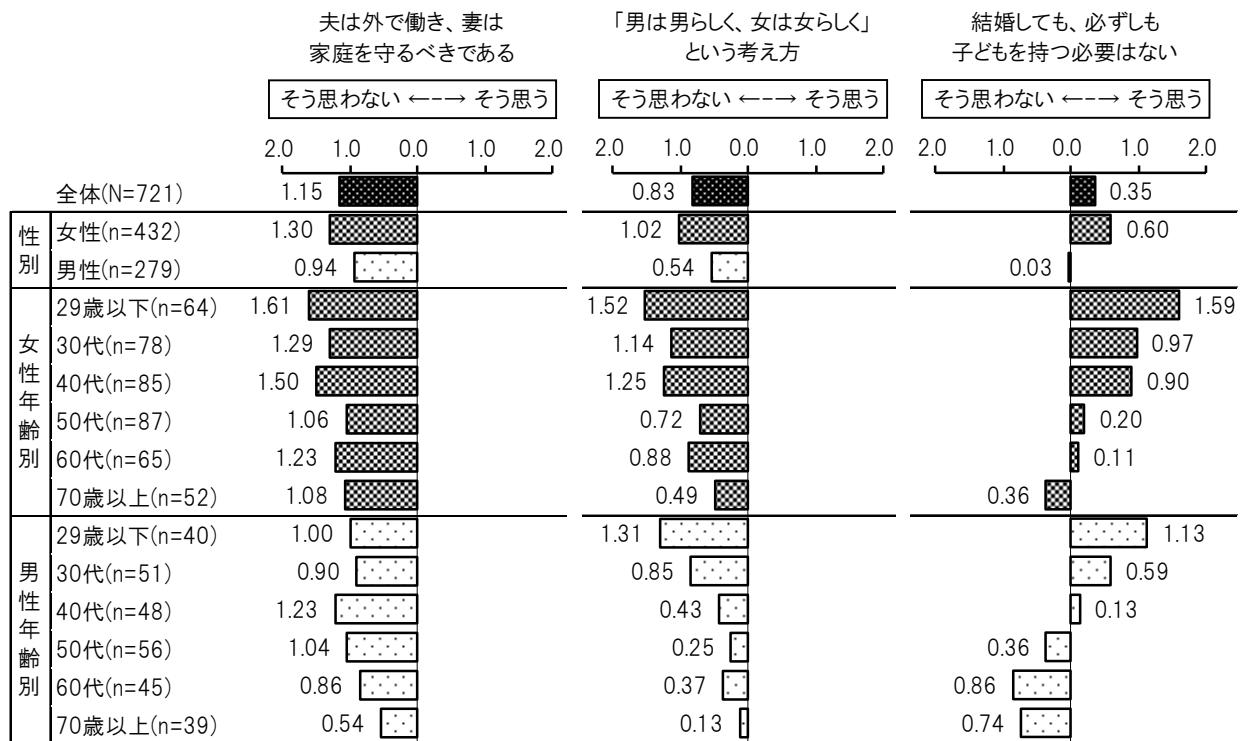
- 男女の平等意識は、10年前の調査と比べて「家庭生活」「学校教育の場」「政治の場」「法律や制度の上」などで低下が目立っています。「社会通念やしきたり・慣習」「社会全体」で「平等になっている」と答えた割合は、いずれも1～2割程度であり、10年前の調査から大きな変化がみられません。

【「平等になっている」割合】



- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」「男は男らしく、女は女らしく」という考えについては、男性は年齢が上がるほど「そう思う」と回答した人が多くなっています。

【 男女の性別差や役割分担等について 】

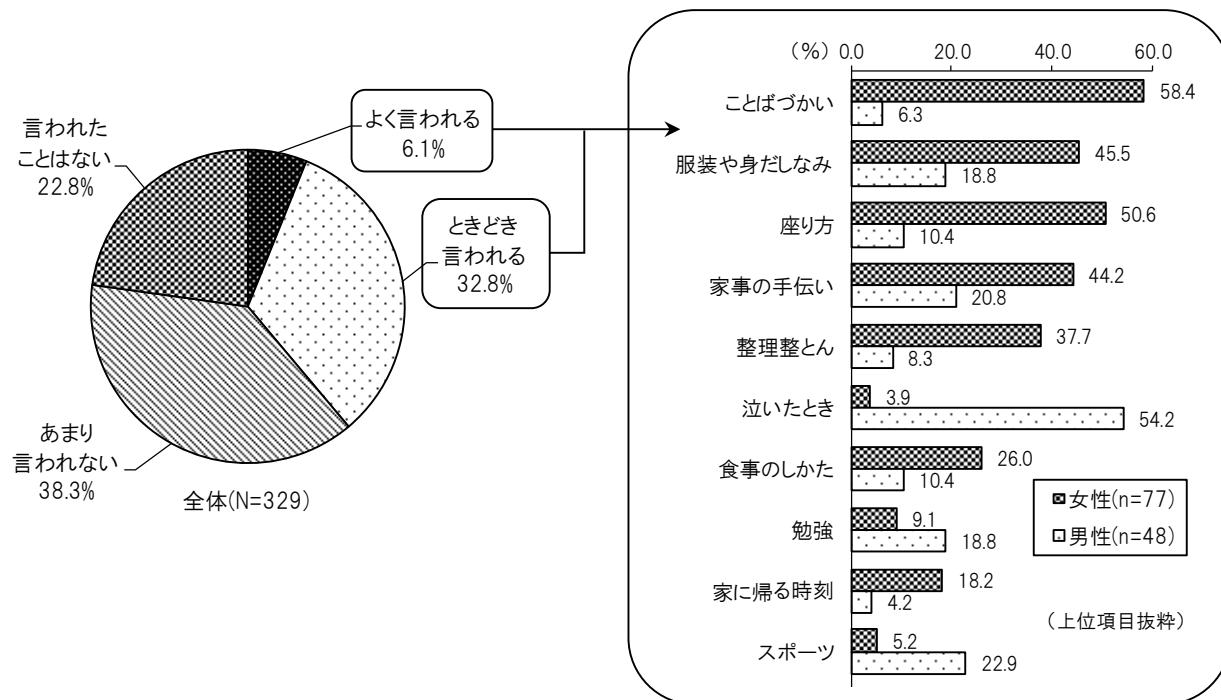


※ 図の数値は「平均評定値」を示す。平均評定値とは、それぞれの選択肢の回答件数に係数を乗じ、加重平均して算出した値のこと。

【中学生アンケート調査結果より】

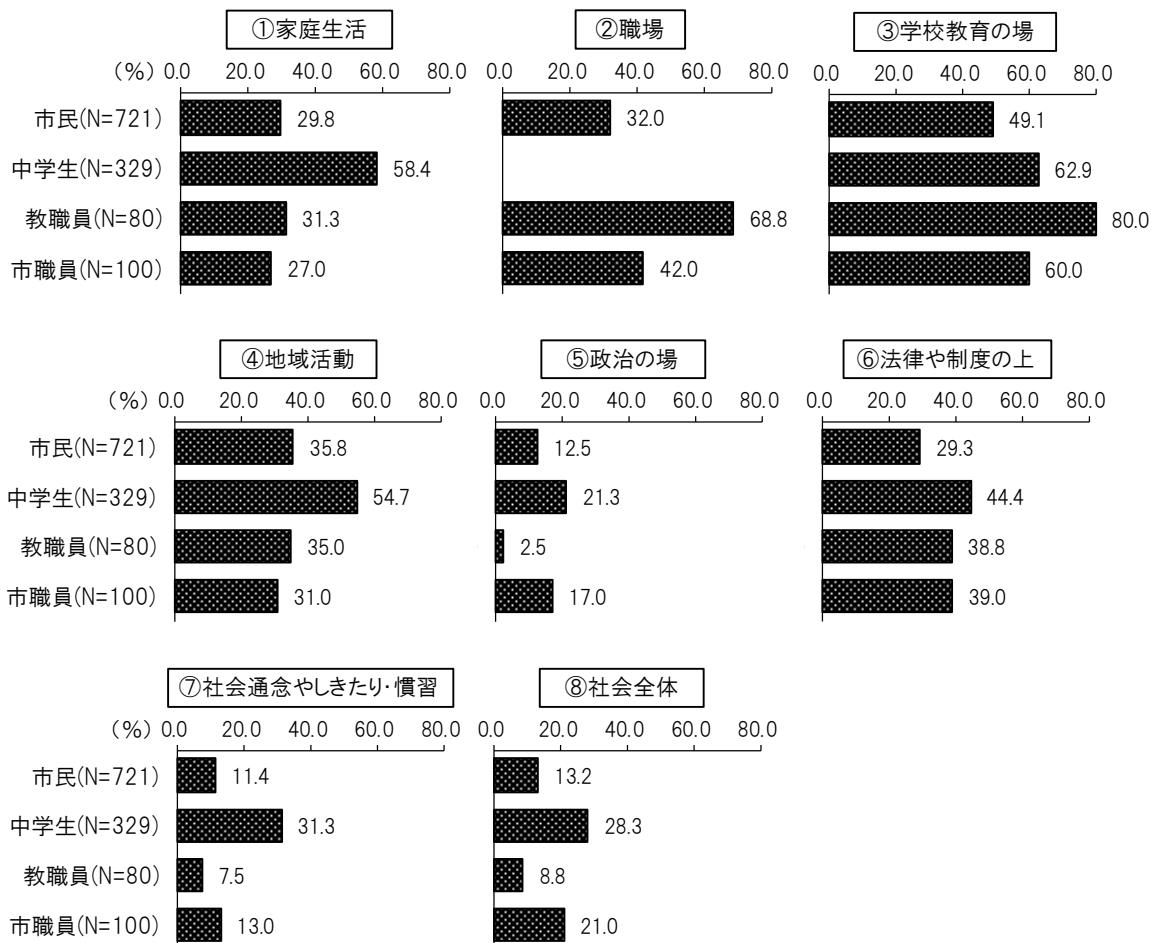
- 中学生が、周囲の大人から性別を意識した発言を受けた経験は、女性では「ことばづかい」をはじめ「服装」「座り方」「家事の手伝い」「食事のしかた」など多岐にわたって言われる場合が多く、それぞれ男性を大きく上回っています。一方、男性は「泣いたとき」や「スポーツ」で言わされた経験が女性を大きく上回っており、明確な差がみられます。

【周囲の大人から性別を意識した発言を受けた経験】



- 中学生における平等意識は、いずれも市民の割合を大きく上回っていることが特徴的で、特に「家庭生活」「学校教育の場」「地域活動」で「平等になっている」と答えた割合が高くなっています。一方「政治の場」については、市民と同様ほかの項目を大きく下回っています。

【 「平等になっている」 割合 】



注： ②職場については、中学生は調査をしていない。

【 今後の課題 】

- 大人から子どもに対する「男だから」「女だから」といった性別を意識した発言について、決め付けや押し付けとならないよう、無意識の偏ったものの見方や思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消が必要です。
 - 男女共同参画の理解を促進する学習機会の充実をはじめ、性別にかかわらず、多様な選択を可能にする進路指導など、固定的な性別役割分担意識にとらわれない教育の推進が求められます。
 - 「政治の場」に対する平等意識をはじめ「社会通念やしきたり」「社会全体」における市民の男性優遇意識や「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」「男は男らしく、女は女らしく」に代表される固定的な性別役割分担意識は依然として根強いことがうかがえます。年齢による差が顕著にみられることから、男女共同参画社会の実現に向けて、年齢による効果的な情報発信手段を見据え、啓発に向けた継続的な取組が必要です。
 - 多くの分野で、過去の調査に比べ平等意識に低下がみられますが、それは一方で「ジェンダー」や「ワーク・ライフ・バランス」といった言葉の認知が、過去の調査結果から大幅に向かっていることなど、以前に比べて男女共同参画に対する市民の認識が高まってきたことで、より厳しく、また、より的確に平等意識を判断する人が増えてきたとみることもできます。啓発活動の推進と同時に、正しい知識、用語の理解を促進する取組が必要です。
-

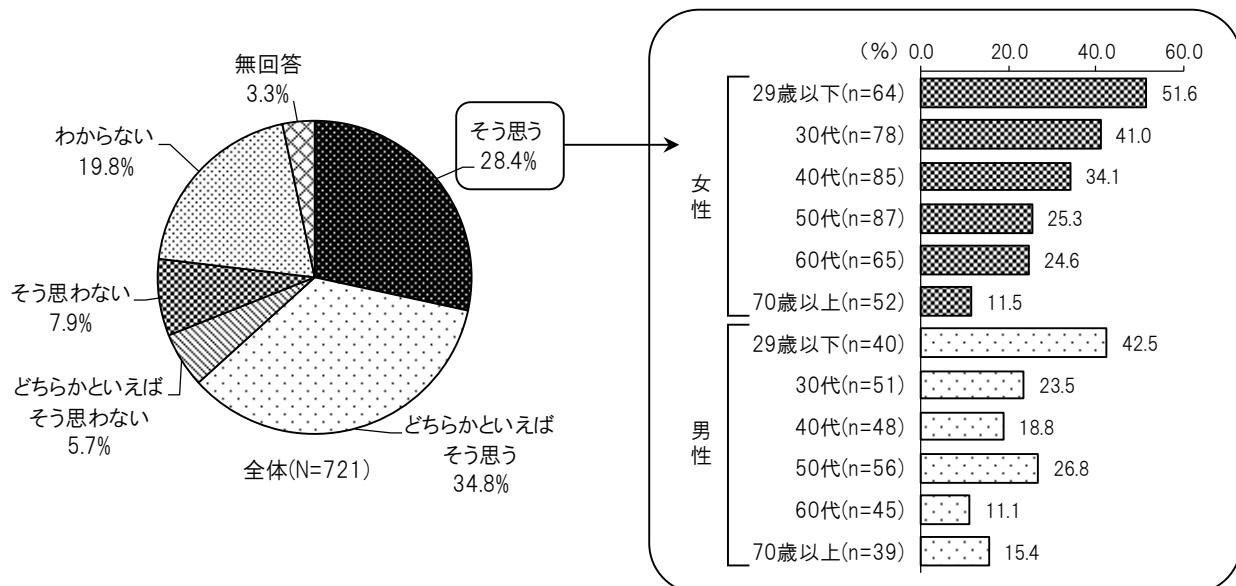
2 人権尊重の意識について

【市民アンケート調査結果より】

- L G B T (セクシュアルマイノリティ)をめぐる問題を社会的課題として認識している割合※は約6割を占め、人々の生活や意識における位置付けは高いことがうかがえます。男女共に若い年齢層ほど、意識は高くなっています。

※ 「そう思う」と「どちらかといえば思う」の合計

【LGBT(セクシュアルマイノリティ)をめぐる問題は対応すべき社会的課題になっていると思うこと】



【今後の課題】

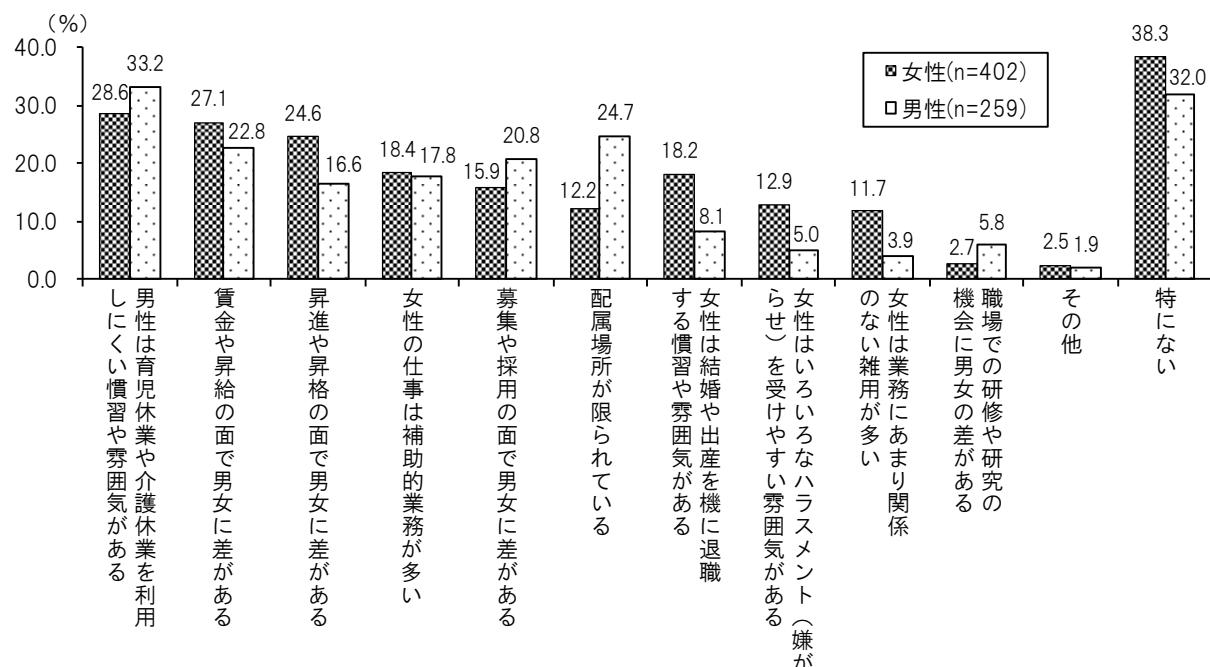
- 「L G B T (セクシュアルマイノリティ)」をはじめ「無意識の偏ったものの見方や思い込み（アンコンシャス・バイアス）」「パートナーシップ宣誓制度」や「選択的夫婦別姓（別氏）制度」など、名前は聞いたことはあるが内容までよく知らない人が多くみられます。これらの言葉について、誤った認識や偏った考え方を持つことが多いよう、幅広い年齢層に対して周知活動を充実し、用語の意味のみならず、社会的背景なども含めて、より正しい理解を促進する必要があります。

3 働きやすい職場環境づくりについて

【市民アンケート調査結果より】

- 仕事や待遇面での男女の格差については、男性が育児・介護休業を取得しにくい環境にあることや賃金や昇給、昇進や昇格での男女格差が多く指摘されています。特に女性は「結婚や出産を機にした退職の慣例」や「女性はハラスメント等を受けやすい雰囲気がある」といった回答も男性を大きく上回っていることが特徴的です。

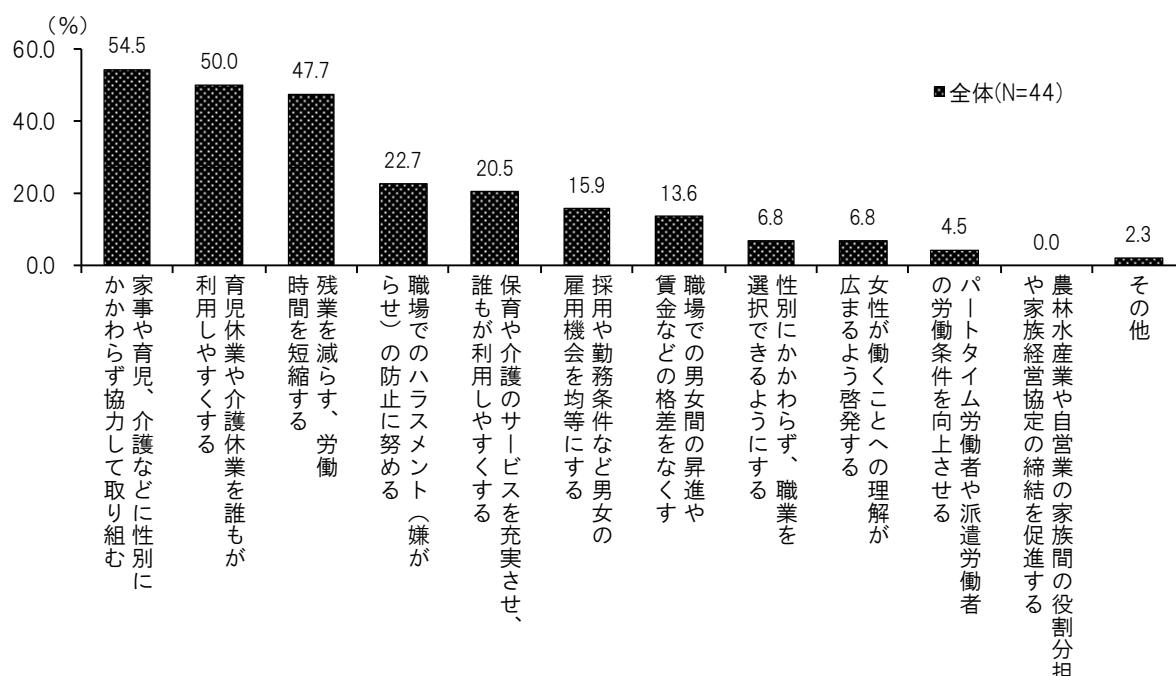
【仕事や待遇面での男女の格差】



【事業所アンケート調査結果より】

- 誰もが働きやすい環境をつくるため、事業所が考えるべきこととしては「家事や育児、介護に性別にかかわらず取り組むこと」を筆頭に「育児・介護休業を誰もが取得しやすくなること」また「残業を減らす、労働時間を短縮する」といった働き方の見直しを重視する事業所が多くなっています。

【働きやすい環境をつくるために必要なこと】



【今後の課題】

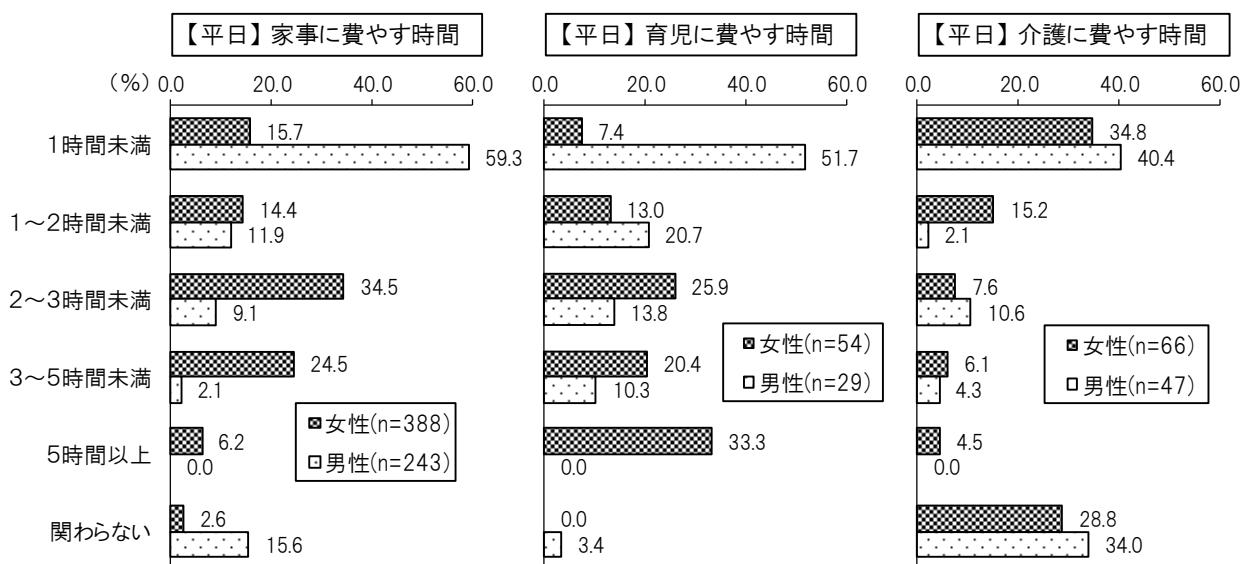
- 結婚や妊娠、出産を理由として女性が退職するといった職場環境が、根強く残っていることがうかがえます。事業所に対して、再雇用や再就職支援、その際の柔軟な働き方など、仕事と家庭の両立に向けた取組を継続的に促進していくことが必要です。そのためには、市内の事業所に対する情報提供の充実をはじめ、職場において活躍を望む女性が「あきらめ感を払拭」できるよう、様々な阻害要因の排除に向けた支援が必要です。また、自身に合った働き方を選択できるよう、キャリア形成を支援する情報提供の充実等が必要です。
- 2018（平成30）年7月に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」の周知をはじめ、同法に基づく長時間労働の是正や柔軟な働き方がしやすい環境整備等の促進を図る必要があります。
- マタニティハラスメント、パタニティハラスメントの認知がされていない、あるいはその言葉 자체が市民権を十分に得ておらず、そのために割合が低くなっている可能性があります。今後の検証のためにも、どのような言動が該当するのかなど、認知の拡大に向けての啓発が必要です。

4 仕事と子育て・介護の両立支援について

【市民アンケート調査結果より】

- 男性が家事に費やす時間は、平日で「1時間未満」と家事には「関わらない」の合計が7割以上を占めています。一方、女性は平日で「2~5時間未満」が6割を占めており、依然として家事の担い手は女性が中心となっています。
- 育児に費やす時間も、家事と同傾向を示していますが、男性は平日で「1時間未満」が過半数を占めているのに対して、女性は「5時間以上」が3割以上を占めるなど、家事よりも女性の負担が多くなっています。

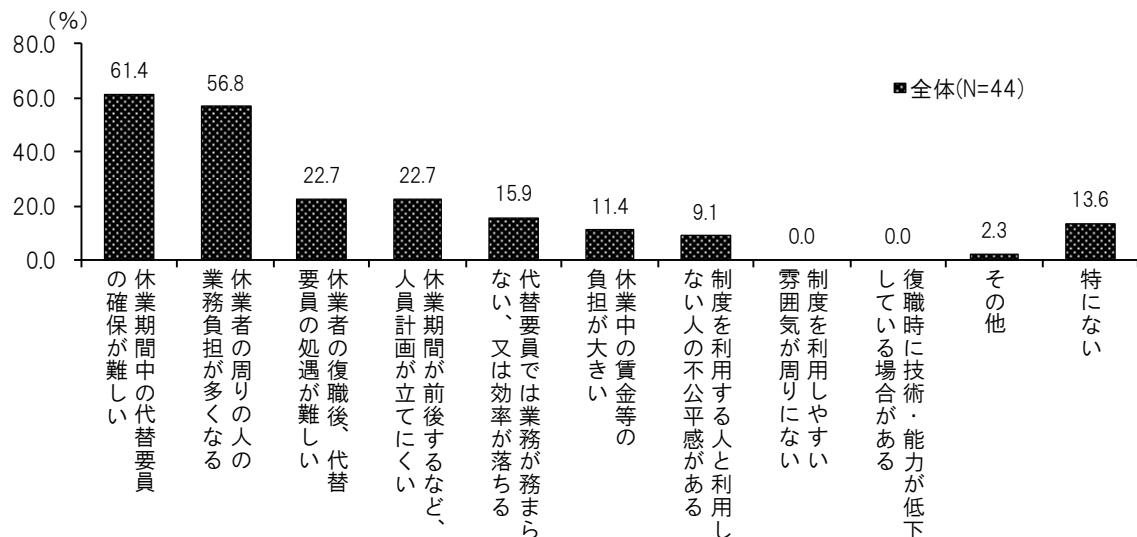
【家事、育児、介護に費やす時間】



【事業所アンケート調査結果より】

- 育児・介護休業制度を定着させる上での大きな課題としては、休業期間中の「代替要員の確保」と「休業者の周りの人の業務負担」が多く回答されています。

【育児・介護休業制度を定着させる上での課題】



【今後の課題】

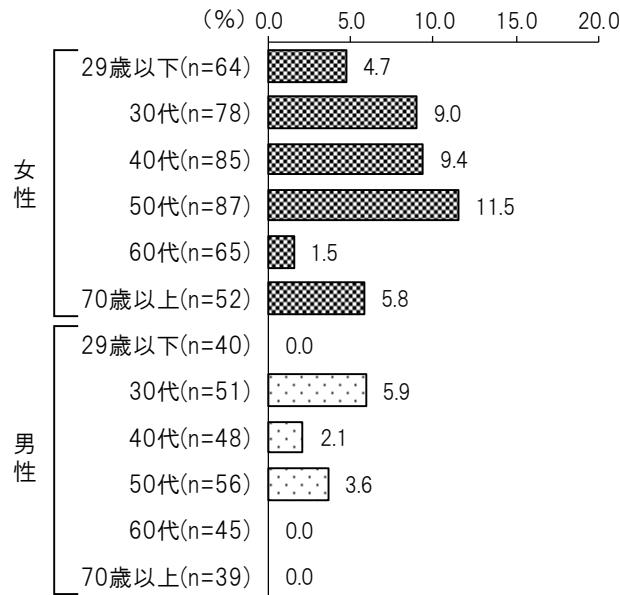
- 家事、育児、介護を担っているのは女性が中心であり、特に女性における育児の負担が大きくなっています。多様な働き方、暮らし方の実現が求められている社会的背景において、家事・育児・介護の役割を家族で支え合う意識の啓発活動を推進するとともに、男性の家事・育児等への参画促進など、社会全体としてワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取組の充実が必要です。
- 男性が家事や育児等に積極的に参加していくために、職場の理解を深めるよう、市内の事業所等に向けた啓発活動の推進が必要です。

5 あらゆる暴力の根絶について

【市民アンケート調査結果より】

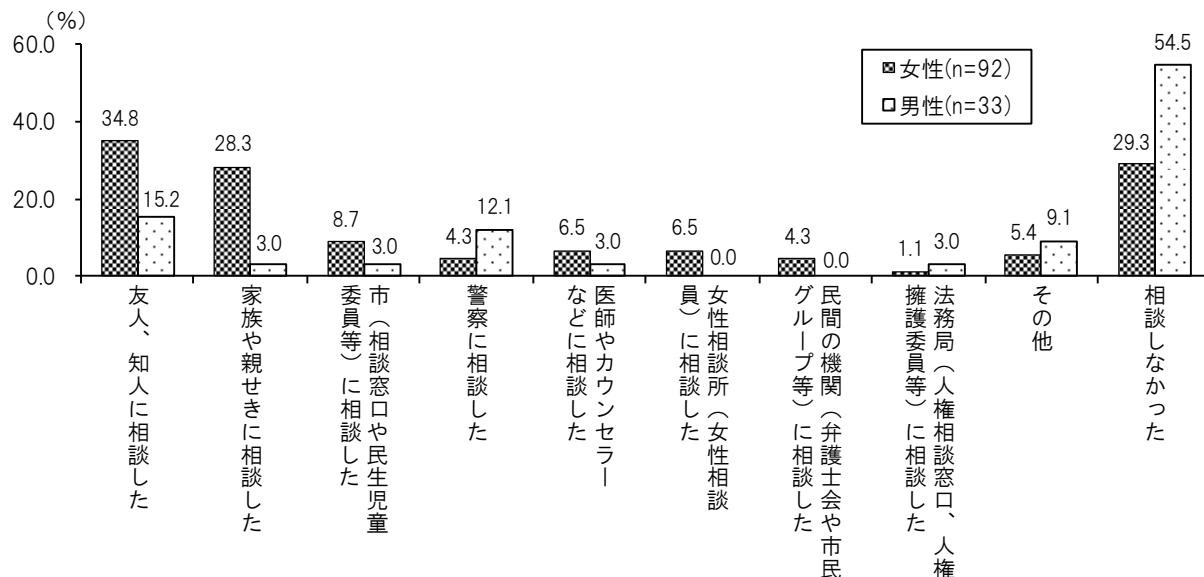
- ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害割合は、特に50代女性で多くなっています。

【DVについて「自分が被害を受けたことがある」割合】



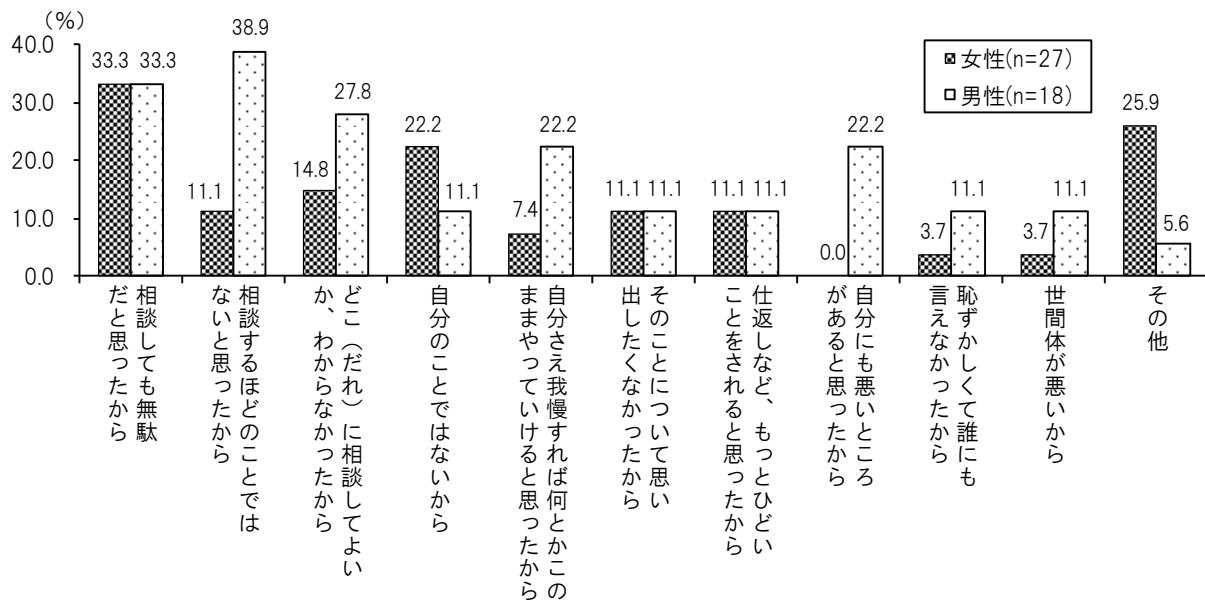
- DVの経験や見聞きしたことを相談したことがある人は女性に多く「友人・知人」を筆頭に「家族や親せき」が主な相談先となっています。一方で「女性相談所」や「民間の機関」「法務局」に相談した人は少ない状況です。

【DVに関する相談状況】



- DVに関して相談しなかった理由については、男性は女性に比べ「相談するほどのことではないと思ったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」などの回答が多くなっています。

【 DVの経験を相談しなかった理由 】



【 今後の課題 】

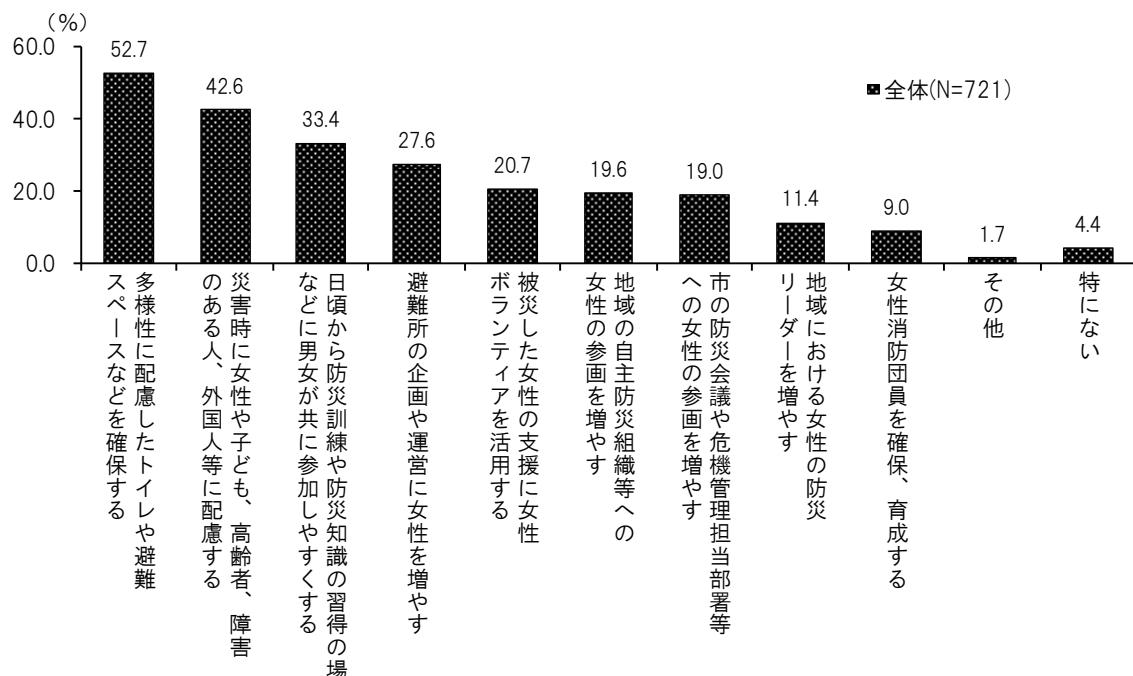
- あらゆる暴力の根絶に向けて、DV防止に向けた啓発をはじめ、性犯罪やストーカー行為、虐待、インターネット等を利用した性的な言動など、多様化する暴力等の防止に向けて、あらゆる機会を通じた啓発活動の充実が必要です。
- 専門機関に相談したことがある人が少ないとから、相談先としての認知を拡大するとともに、気軽に相談できる場所ではないといった意識を払拭できるような啓発など、一步踏み込んだ啓発の在り方を検討していく必要があります。
- 被害者の家族や子どもへの支援、一時保護への速やかな対応など、より迅速に対応できるよう県などの関係機関との連携の強化が必要です。

6 防災・災害復興対策で強化すべき取組

【市民アンケート調査結果より】

- 防災・災害復興対策で強化すべき取組としては、「多様性に配慮したトイレや避難スペースなどを確保する」「災害時に女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人等に配慮する」などの回答が多くなっています。

【防災・災害復興対策で強化すべき取組】



【今後の課題】

- 災害発生時の対応については、女性や子ども、高齢者や障害のある人をはじめ、多様性に配慮した取組が求められています。性別や年齢にかかわらず、地域で日頃から災害発生時の対応を話し合い、地域と行政や関係機関が連携した助け合いや支え合い活動を促進する取組が必要です。

詳しいアンケート結果はこちら



「さぬき市 男女共同参画意識調査（令和4年度実施）」

<https://www.city.sanuki.kagawa.jp/executive/cooperate/cooperate/r4question>

【3】第2次プランにおける数値目標の達成状況

	現状値	目標値	実績値※1	担当課 (第2次プラン 策定当時)
	2017 (平成 29) 年度	2023 (令和5) 年度	2023 (令和5) 年度	
基本目標1 誰もが認め合えるまちづくり				
社会全体において「男女平等」と感じる市民の割合★	18.0%	30%以上	13.2%	男女共同参画・国際交流推進室
人権尊重の意識を啓発する講座等の実施	4回 (219人)	4回以上	10回	人権推進課
男女共同参画の意識を啓発する講座等の実施	4回 (191人)	4回以上	7回	男女共同参画・国際交流推進室
子どもを対象とした男女共同参画講座等の実施	2回 (63人)	2回以上	3回	男女共同参画・国際交流推進室
社会全体において「男女平等」と感じる中学生の割合	31.5%	70%以上	28.3%	男女共同参画・国際交流推進室
幼稚園・保育所・こども園での男女平等教育の実施	100%	100%	100%	幼保こども園課
男女共同参画につながる生涯学習講座等の実施	1回 (52人)	2回以上	1回	生涯学習課
基本目標2 誰もがあらゆる分野で活躍できるまちづくり				
附属機関等※2の女性委員の割合	28.6%	35%以上	31.6%	男女共同参画・国際交流推進室
家族経営協定の締結数	30 経営体	35 経営体 以上	27 経営体	農林水産課
市役所の女性管理職の割合※3	12.5%	17% 以上	16.7%	秘書広報課
職場において「男女平等」と感じる市民の割合★	33.6%	40%以上	32.0%	男女共同参画・国際交流推進室
市役所男性職員の育児休業取得率	9.1%	12%以上	12.5%	秘書広報課
男女共同参画推進市民サポーターの登録数	15 人	20 人以上	16 人	男女共同参画・国際交流推進室
さぬき市防災会議の女性委員の割合	17.6%	20%以上	25.7%	危機管理課

注：★印は「重点項目」を示す。

※1 策定時点で確認できた数値（以下同様）

※2 地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づくもの

※3 市民病院を除く

	現状値 2017 (平成 29) 年度	目標値 2023 (令和5) 年度	実績値 2023 (令和5) 年度	担当課 (第2次プラン 策定当時)
基本目標3 誰もが安心して暮らせるまちづくり				
DV被害を「どこ(だれ)に相談してよいかわからない」とする市民の割合★	11.9%	10%以下	20.0%	男女共同参画・国際交流推進室
児童虐待防止啓発の実施	19回	10回以上	11回	子育て支援課
ライフステージに応じた心身の健康づくりに役立つ講座等の実施	27回	33回以上	0回	市民病院
子宮頸がん検診受診率	14.5%	50%以上	14.1%	国保・健康課
高齢者等が安心して暮らせる支援において「満足できる」「やや満足できる」と感じる市民の割合	43.7%	45%以上	52.1%	男女共同参画・国際交流推進室
地域見守り隊の登録数	37隊	55隊以上	44隊	福祉総務課
ファミリー・サポート・センターの登録会員数	おねがい 会員220人 まかせて 会員146人 どつちも 会員8人	おねがい 会員220人 以上 まかせて 会員180人 以上	おねがい 会員247人 まかせて 会員148人	子育て支援課
高齢者虐待防止啓発の実施	26回	35回以上	23回	長寿介護課
障害者虐待防止啓発の実施	1回	2回以上	2回	障害福祉課

第4章 プランの基本的な考え方

【1】基本理念

第2次プランでは、その基本理念を「自分らしく、ともにいきいきと生きることができるまち」と定めるとともに「誰もが認め合えるまちづくり」をはじめとする三つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を推進してきました。

本市の政策の最上位計画である「第2次さぬき市総合計画 後期基本計画」では、まちの将来像を「自然豊かで人いきいき 笑顔あふれて快適に みんなで暮らす ふるさとさぬき」と定め、基本理念を「守る つなぐ 進化する」と定めています。また、基本目標の一つとして「IV 学ぶ意欲と豊かな心を育むまち」を掲げ、その中に男女共同参画や人権教育の施策を位置付けています。

この中で、男女共同参画社会の実現に向けては、日常生活における市民の意識が最も重要なことから「さぬき市男女共同参画推進条例」を基本として、女性の更なる職場や地域活動への進出、活躍できる環境づくりとともに、あらゆる暴力の根絶を目指すこととしています。人権教育に関しては、あらゆる差別を許さない行動が実践されるよう、人権についての理解と認識を深め、人権を尊重する意識や態度を身に付けていくための幅広い啓発活動と教育を推進することを位置付けています。

第2次プランにおける基本理念は、この「第2次さぬき市総合計画 後期基本計画」における施策の考え方と整合していることから、本プランにおいても、第2次プランの基本理念を継続し、性別にかかわらず、一人一人の個性が尊重され、個人の能力を十分に発揮しながら、自分らしくいきいきと生きることができる男女共同参画社会の実現を目指します。

● 基 本 理 念 ●

自分らしく、ともにいきいきと生きることができるまち

【2】基本目標

第2次プランにおいては、三つの基本目標に基づき、それぞれに基本施策を掲げ、様々な取組を推進してきました。本プランにおいても、この基本目標を継続し、基本目標に基づいて展開される施策については、これまで実行してきた事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。

基本目標1 誰もが認め合えるまちづくり

性別にかかわらず誰もが平等であるためには、一人一人がお互いを認め合い、尊重しながら、個性や能力を発揮できることが重要です。

しかし、アンケート調査結果にもみられるように、依然として、社会のあらゆる分野で「男性優遇」意識が根強い現状にあることから、従来の固定観念や社会通念、慣習、しきたりを見直すなど「無意識の偏ったものの見方や思い込み（アンコンシャス・バイアス）」の解消に努め、意識の改革につながる取組を推進します。また、家庭や学校、地域社会、職場などあらゆる場において、様々な機会を通じて男女共同参画を学ぶ場の充実を図ります。

基本目標1に関する施策の展開方向を示すため、次のとおり基本方針を定めます。

- 【 基本方針1 】男女共同参画の意識づくり
- 【 基本方針2 】誰もが人権を尊重する意識づくり
- 【 基本方針3 】学びの場における男女共同参画の推進

基本目標2 誰もがあらゆる分野で活躍できるまちづくり（女性活躍推進計画）

社会のあらゆる分野での政策・方針決定過程の場において、性別にかかわらず誰もがチャレンジできる環境の整備に努め、女性の積極的な登用を促進するとともに、活躍の促進を図ります。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、男性の家事や育児への参加の促進をはじめ、子育て支援や介護支援等、様々な環境整備に取り組みます。

この基本目標2に係る取組は、本市における「女性活躍推進法」の規定に基づく「市町村推進計画（女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての市町村推進計画）」として位置付けます。

基本目標2に関する施策の展開方向を示すため、次のとおり基本方針を定めます。

- 【 基本方針4 】政策・方針決定の場における男女共同参画の推進
- 【 基本方針5 】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 【 基本方針6 】地域社会における男女共同参画の推進

基本目標3 誰もが安心して暮らせるまちづくり

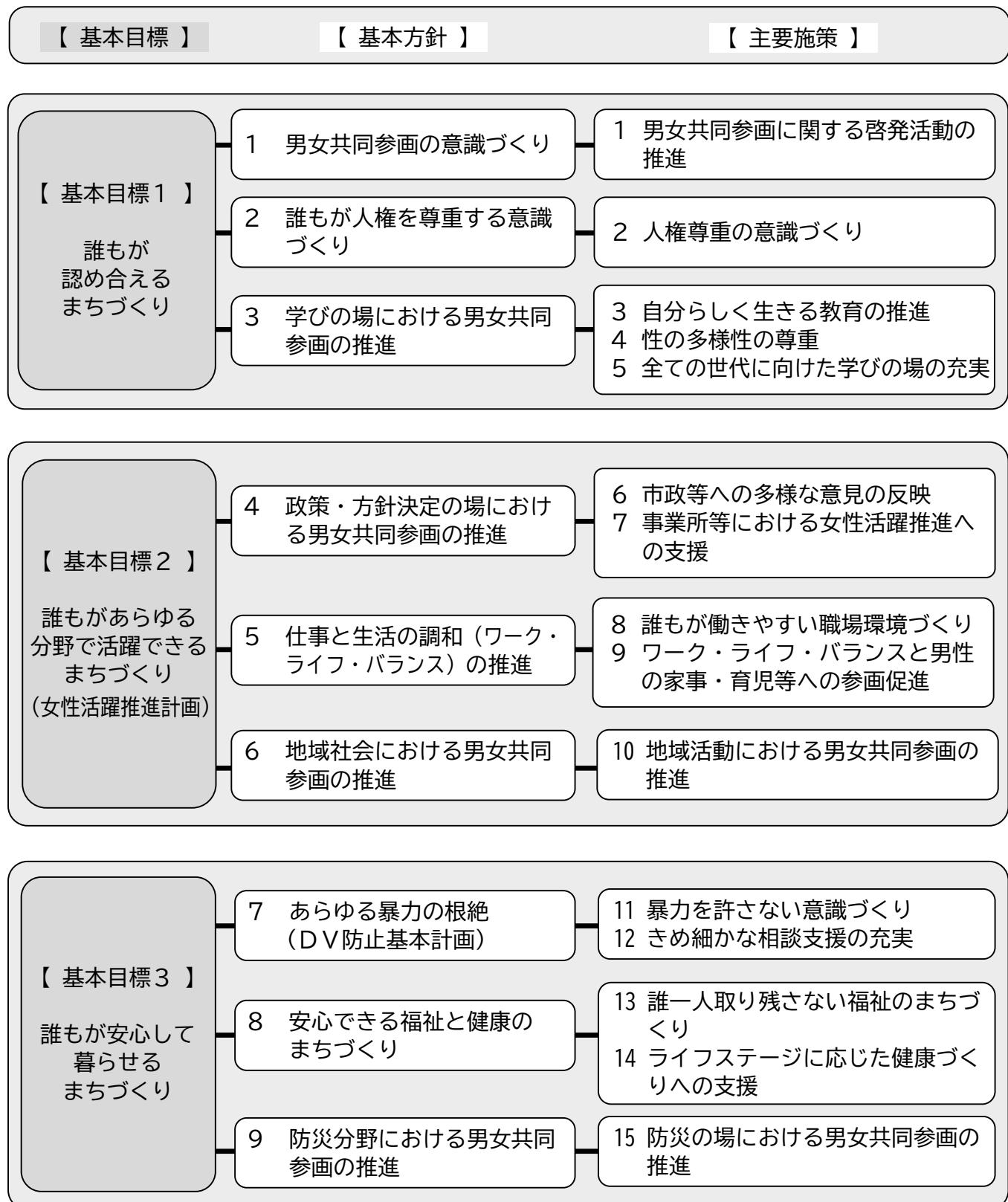
あらゆる暴力を許さない意識の醸成を図るために、様々な機会を通じて啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。

あらゆる暴力をなくすためのまちづくりに向けた取組については「DV防止法」の規定に基づく「市町村基本計画（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画）」として位置付けます。また、国の「第5次男女共同参画基本計画」にも示されている「貧困等生活上の困難に直面する助成等への支援」をはじめ、共生社会の実現に向けた福祉のまちづくり、生涯にわたる男女の健康づくりへの支援や防災活動における男女共同参画の推進など、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

基本目標3に関する施策の展開方向を示すため、次のとおり基本方針を定めます。

- 【 基本方針7 】あらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）
- 【 基本方針8 】安心できる福祉と健康のまちづくり
- 【 基本方針9 】防災分野における男女共同参画の推進

【3】施策体系



第5章 施策の展開方向と行動計画

【 基本目標1 】 誰もが認め合えるまちづくり

【 基本方針1 】 男女共同参画の意識づくり

固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、年齢層等に応じたより効果的な啓発の推進が必要です。

多様な広報媒体による情報の発信をはじめ、特に若い年齢層など、これからまちづくりを担う世代に向けて、多様な手段や機会を活用して男女共同参画に対する理解を促進し、意識を高めるためのきっかけづくりに取り組みます。また、国や県等の男女共同参画に関する情報収集と幅広い世代の市民への情報提供を充実するとともに、市が作成する刊行物等における適切な表現方法の実践に努めます。

[主要施策1 男女共同参画に関する啓発活動の推進]

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画についての広報・啓発	固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等意識を育む啓発に向けた広報の充実を図るとともに、催事等の企画の立案に取り組みます。	人権推進課
【 主な取組 】		
<ul style="list-style-type: none">○ 男女共同参画週間等の機会を利用した啓発○ 市の広報媒体等を活用した情報発信○ 国内外の動向、関連法令制度の情報収集		

取組名	取組内容	担当課
固定観念にとらわれない広報の推進	職員が多様な立場の市民の視点を意識するよう周知するとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれない広報物の作成に取り組みます。	秘書広報課
【 主な取組 】		
<ul style="list-style-type: none">○ 「伝わる広報紙の手引き」の周知活用○ 市の広報媒体における男女共同参画の視点に立った表現方法の実践		

【 基本方針2 】誰もが人権を尊重する意識づくり

男女共同参画にかかる取組は、人権施策がその基盤となっています。多様なメディアを活用した広報や情報発信により、多様な性や多文化共生についての理解促進に努めるとともに、お互いを尊重し合う意識づくり、環境づくりを推進します。

[主要施策2 人権尊重の意識づくり]

取組名	取組内容	担当課
人権尊重についての広報・啓発	あらゆる差別意識や偏見、不平等をなくすため、多様な媒体を積極的に活用した周知、啓発活動に努めます。	人権推進課
【 主な取組 】		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権週間等の機会を活用した周知啓発 ○ 市の広報媒体等を活用した情報発信 ○ 市民や職員等を対象とした各種研修の実施 (関連指針：さぬき市人権教育及び人権啓発に関する基本指針) 		

取組名	取組内容	担当課
人権相談の充実	人権に関する市民の多様な相談に対応できるよう、関係機関と連携した人権相談を実施するとともに、相談窓口の周知充実を図ります。	人権推進課
【 主な取組 】		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の広報媒体等を活用した相談窓口の周知 ○ 人権擁護委員による人権相談の実施 ○ 辛立文化センターでの人権相談の実施 ○ 相談技術向上研修への参加 (関連指針：さぬき市人権教育及び人権啓発に関する基本指針) 		

取組名	取組内容	担当課
多様性についての理解促進	L G B T (セクシュアルマイノリティ) 等、性に関する偏見により困難な立場にある人が安心して暮らせる社会に向けた啓発活動に取り組みます。	人権推進課
【 主な取組 】		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「さぬき市パートナーシップ宣誓制度」の周知、運用 ○ 男女共同参画週間等の機会を利用した啓発の実施 ○ 多様な性についての理解の促進を図るための研修等の開催 ○ 市の広報媒体等を活用した多様な性を認める視点に立った情報の発信 (関連指針：さぬき市人権教育及び人権啓発に関する基本指針) 		

取組名	取組内容	担当課
多文化共生への理解促進	国籍等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域で共に暮らすことができる多文化共生社会の理解の促進に取り組みます。	人権推進課
【 主な取組 】		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 多文化共生への理解を深めるための啓発行事の実施 ○ 外国人住民相談支援窓口の周知 ○ 市の広報媒体等を活用した情報発信 		

【 基本方針3 】学びの場における男女共同参画の推進

保育の場や幼稚園、学校等において、児童生徒がその発達段階に応じて、個性や能力を十分に發揮できるよう、性別にかかわらずお互いを尊重する意識を醸成する保育や教育の充実を図ります。

生涯学習の場の活用などにより、幅広い年齢層に男女共同参画について考える多様な学習機会を提供し、意識の向上に努めます。

[主要施策3 自分らしく生きる教育の推進]

取組名	取組内容	担当課
男女平等意識を育む教育	子どもや保護者の男女平等に対する意識を育むとともに、発達段階に応じた男女平等教育を推進します。	学校教育課 生涯学習課 幼保こども園課

【 主な取組 】

学校教育課

- 男女共同参画に関する情報の正しい見方や発信方法に関する教育の実施
- 男女共同参画にかかる学習の機会の提供
- 男女平等意識を育む教育の実施
(関連計画：さぬき市教育振興基本計画)

生涯学習課

- 家庭教育における男女共同参画意識を育む広報啓発
- 保護者を対象とした講演、研修等の実施
(関連計画：さぬき市教育振興基本計画)

幼保こども園課

- 保護者に対する男女平等に関する研修等への参加促進
- 男女平等意識を育む保育の実施
- 男女平等に関する広報啓発

取組名	取組内容	担当課
教職員等への啓発	教職員が人権問題、男女共同参画について正しい知識を持つよう取り組みます。	学校教育課 幼保こども園課
【 主な取組 】		
<u>学校教育課</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の人権尊重や男女共同参画に関する研修会等への参加促進 ○ 人権・同和教育指導者の資質向上 ○ 市内の高校に研修等への参加呼びかけ (関連計画：さぬき市教育振興基本計画) 		
<u>幼保こども園課</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員等の人権尊重や男女共同参画に関する研修会等への参加促進 ○ 男女平等を意識した行事運営等の実施 		

[主要施策4 性の多様性の尊重]

取組名	取組内容	担当課
性の多様性の尊重	教育現場において、L G B T (セクシュアルマイノリティ) 等、多様な性に対する理解を深め、一人一人が尊重されるよう、教育を推進します。	学校教育課 幼保こども園課
【 主な取組 】		
<u>学校教育課</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書に基づいた性の多様性にかかる学習の実践 ○ 相談しやすい環境の整備 (関連計画：さぬき市教育振興基本計画) 		
<u>幼保こども園課</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者に対する多様な性に関する研修等への参加促進 ○ 性の多様性を意識した保育の実施 ○ 性の多様性に関する知識や理解につながる広報啓発 		

[主要施策5 全ての世代に向けた学びの場の充実]

取組名	取組内容	担当課
生涯学習の機会を生かした啓発	男女共同参画に関する社会教育活動の機会を生かした広報啓発活動を推進します。	生涯学習課
【 主な取組 】		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭教育支援の充実 ○ 公民館等における男女共同参画に関する講座の実施 (関連計画：さぬき市教育振興基本計画) 		

取組名	取組内容	担当課
図書館活動の充実	図書館利用者に男女共同参画について考える機会を提供し、意識の向上に努めます。	生涯学習課
【 主な取組 】		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画意識を高める図書の充実 ○ 図書館を活用した行事等の実施 ○ 男女共同参画に関する広報啓発 (関連計画：さぬき市教育振興基本計画) 		

【 基本目標2 】誰もがあらゆる分野で活躍できるまちづくり（女性活躍推進計画）

【 基本方針4 】政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

社会全体で女性活躍推進の機運を醸成し、多様性を確保していくことは、男女共に個性と能力を最大限に発揮できる社会の実現のために必要なことです。市政等政策・方針決定の場において多様な意見を反映する取組をはじめ、企業等における女性登用の加速化や活動への支援、企業における働き方改革や女性活躍の促進等の取組を通じて、女性活躍の場の拡大を図るとともに、各種ハラスメントの防止に向けた取組を促進します。

[主要施策6 市政等への多様な意見の反映]

取組名	取組内容	担当課
政治への関心を高める広報・啓発	誰もが政治や選挙を身近に感じられるような広報啓発活動に取り組みます。	議会事務局 選挙管理委員会

【 主な取組 】

議会事務局

- 市政への関心を高める市議会情報の発信
- 政治の場への女性参画推進のための啓発
- 市議会議員を対象とした研修等の実施
- 議員活動と家庭生活との両立支援にかかる環境整備、運用

選挙管理委員会

- 投票率向上につながる意識啓発活動の実施
- 市内園所等の保護者に対する啓発活動の実施
- 若年世代に向けた広報啓発

取組名	取組内容	担当課
附属機関等への女性の登用	男女が対等な立場で参画し、意見を市政に反映できるよう、附属機関等に占める女性委員の割合を高めます。	人権推進課

【 主な取組 】

- 「附属機関等の委員の構成及び会議の公開に関する指針」に基づく女性委員登用の働きかけの実施
- 女性委員比率の公表

[主要施策7 事業所等における女性活躍推進への支援]

取組名	取組内容	担当課
事業所等への啓発	女性が活躍できる職場環境の整備が事業所にもたらす効果を理解し実践してもらえるよう、関係機関と連携した啓発活動に取り組みます。	人権推進課 商工観光課
【 主な取組 】		
<u>人権推進課</u>		
○ 女性活躍推進に関する情報提供及び周知啓発		
<u>商工観光課</u>		
○ 国や県の制度等についての情報提供		

取組名	取組内容	担当課
女性の職業能力開発への支援	働く場での活躍を望む女性が多様な選択肢の中で自分に合った働き方を選択できるよう、支援に取り組みます。	人権推進課 商工観光課
【 主な取組 】		
<u>人権推進課</u>		
○ 女性のキャリア形成支援に関する情報提供及び周知啓発		
<u>商工観光課</u>		
○ オンライン就職相談、子育て支援センター等への出張就職相談の実施		
○ 国や県の制度等についての情報提供		

取組名	取組内容	担当課
農林水産業や商工自営業への支援	個人事業主やその従事者が正当に評価されるような仕組みについて、関係機関と連携し、各種経営支援に関する情報の提供を充実し、市内の中小企業の経営基盤の強化や誰もが働きやすい職場環境づくりにつなげます。	人権推進課 農林水産課 農業委員会事務局 商工観光課
【 主な取組 】		
<u>人権推進課</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国や県の事業等についての情報提供 ○ 女性活躍推進に関する研修等の実施 		
<u>農林水産課、農業委員会事務局</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族経営協定の締結促進 ○ 農業委員会等各種団体における女性委員登用の促進 		
<u>商工観光課</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関に対する情報提供 		

取組名	取組内容	担当課
市女性職員へのキャリア形成支援	偏見や慣習にとらわれない、より良い職場づくりや職員自身の意識の向上のための研修を実施し、市の女性職員のキャリア形成を支援します。	秘書広報課
【 主な取組 】		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性職員のキャリア形成に向けた支援の実施 ○ 女性活躍推進等に関する職員研修の実施 ○ 能力と適性に応じた計画的な人員の配置 <p>(関連計画：さぬき市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画)</p>		

取組名	取組内容	担当課
ハラスメントの防止啓発	差別やハラスメントについて正しく理解し、当事者や関係者のスムーズな相談につながるよう、相談窓口の周知及び啓発活動の充実に努めるとともに、意識の向上を図ります。	人権推進課 学校教育課 商工観光課 秘書広報課
【 主な取組 】		
<u>人権推進課</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画週間等の機会を活用した相談窓口の周知啓発 ○ ハラスメント防止月間における周知啓発 		
<u>学校教育課</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ ハラスメント防止に向けた教職員への注意喚起 		
<u>商工観光課</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係法令や相談窓口等についての周知 		
<u>秘書広報課</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「さぬき市職員ハラスメント防止の指針」の周知 ○ ハラスメント防止に向けた市職員研修の実施 ○ 相談員の配置、相談窓口の周知 		

【 基本方針5 】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

本市の女性の就業率は、国や県の比率を上回り共働き世帯が多いことがうかがえます。性別にかかわらず、誰もが働きやすい社会環境をつくるためには、ワーク・ライフ・バランスのより一層の推進が必要です。

働く人が健康で仕事と家庭生活を両立して生活できるよう支援の充実を図るとともに、男性の家事、育児等への参画促進等、家事、育児、介護の役割を、性別にかかわらず協力して家庭での責任を果たせるよう意識啓発に取り組みます。

[主要施策8 誰もが働きやすい職場環境づくり]

取組名	取組内容	担当課
働きやすい職場環境整備への理解促進	誰もが働きやすい職場環境への理解を促すとともに、多様な媒体を活用して、関連制度の周知と啓発に向けた広報に努めます。	人権推進課 商工観光課
【 主な取組 】		
<u>人権推進課</u> ○ 働きやすい職場づくりに関する制度等の周知啓発		
<u>商工観光課</u> ○ 労働関係法令や制度の周知		

[主要施策9 ワーク・ライフ・バランスと男性の家事・育児等への参画促進]

取組名	取組内容	担当課
多様な働き方への理解促進	多様な働き方に關し市民・事業者へ啓発するとともに、市職員自身も意識の向上を図り、仕事と生活の調和に向けた多様な働き方を選択できる社会への理解を促進します。	人権推進課 商工観光課 秘書広報課
【 主な取組 】		
<u>人権推進課</u> ○ ワーク・ライフ・バランスを推進する啓発活動の実施 ○ 国、県の制度等に関する情報提供や制度の周知		
<u>商工観光課</u> ○ 関係法令、国や県の制度等の周知		
<u>秘書広報課</u> ○ ワーク・ライフ・バランスに関する職員研修の実施 ○ 職員に対する休暇取得の促進や時差出勤、在宅型テレワークの推進 (関連計画：次世代育成対策さぬき市特定事業主行動計画)		

取組名	取組内容	担当課
仕事と子育ての両立支援	仕事と子育てが両立できる環境の整備に積極的に取り組みます。	子育て支援課
【 主な取組 】		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「さぬき市子ども・子育て支援計画」に基づく取組の推進 ○ ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、病児・病後児保育事業の実施 		

取組名	取組内容	担当課
仕事と介護の両立支援	仕事と介護を両立できる環境を整備するため、多様な高齢者福祉・介護保険事業を実施します。	長寿介護課
【 主な取組 】		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「さぬき市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づく両立支援の実施 		

取組名	取組内容	担当課
男性の家事・育児等への参画促進	男性の家事や育児への参画を促進とともに、意識啓発や知識、スキルを習得する機会を提供します。	人権推進課 国保・健康課 秘書広報課
【 主な取組 】		
<u>人権推進課</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ 男性の家事、育児への参画について理解を深める啓発活動の実施 ○ 男性の育児休暇取得促進のための広報啓発 		
<u>国保・健康課</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ 男性料理教室、親子クッキング教室の実施 ○ 両親学級の実施 ○ 男性の育児参画等に関する情報の提供、啓発活動の実施 (関連計画：さぬき市健康増進計画、さぬき市食育推進計画) 		
<u>秘書広報課</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「次世代育成支援対策さぬき市特定事業主行動計画」の周知 ○ 男性職員の育児休暇取得促進のための情報提供 		

【 基本方針6 】地域社会における男女共同参画の推進

性別にかかわらず、誰もが互いに協力して地域活動に取り組めるよう、参加しやすい雰囲気づくりや情報提供に取り組むとともに、市民主体の活動、ネットワークづくりを支援します。

[主要施策 10 地域活動における男女共同参画の推進]

取組名	取組内容	担当課
市民主体の活動への支援	男女共同参画につながる市民主体の活動、ネットワークづくりを支援します。	人権推進課
【 主な取組 】		
<ul style="list-style-type: none">○ 男女共同参画推進市民サポーターの活動支援○ 男女共同参画推進活動（市民企画事業）支援○ かがわ男女共同参画推進員との連携		

【 基本目標3 】誰もが安心して暮らせるまちづくり

【 基本方針7 】あらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）

DV等の暴力に関しては、近年、インターネットやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の普及等も踏まえ、被害の深刻化や多様化が懸念されています。誰もが尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現に向けて、配偶者等からの暴力やデートDV、性犯罪、性暴力など、あらゆる暴力の根絶に向けて、広報や啓発活動を充実し、暴力を許さない意識づくりを推進します。

また、相談機関に関する情報提供の充実をはじめ、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、関係機関との連携による被害者の安全の確保、切れ目のない支援に努めます。

[主要施策11 暴力を許さない意識づくり]

取組名	取組内容	担当課
暴力根絶に向けた広報・啓発	幅広い年齢層に対して、暴力をなくす意識を共有できるよう、関係各課と連携し、啓発に向けた広報に積極的に取り組みます。	人権推進課 子育て支援課 学校教育課
【 主な取組 】		
<u>人権推進課</u> ○ 男女共同参画週間等の機会を活用した広報啓発 ○ DV防止に関する啓発活動の実施 ○ 市の広報媒体を活用した相談窓口の周知		
<u>子育て支援課</u> ○ デートDV防止に関する啓発活動の実施 ○ デートDV防止啓発講演会の実施 ○ 児童虐待防止に関する啓発活動の実施 (関連計画：さぬき市子ども・子育て支援計画)		
<u>学校教育課</u> ○ 発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育※」の実施 ○ 関係機関と連携したデートDV防止啓発講演会の開催 ○ 児童虐待防止に関する対応マニュアル等の配布及び活用		

※ 生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えをはじめ、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指す教育のこと。

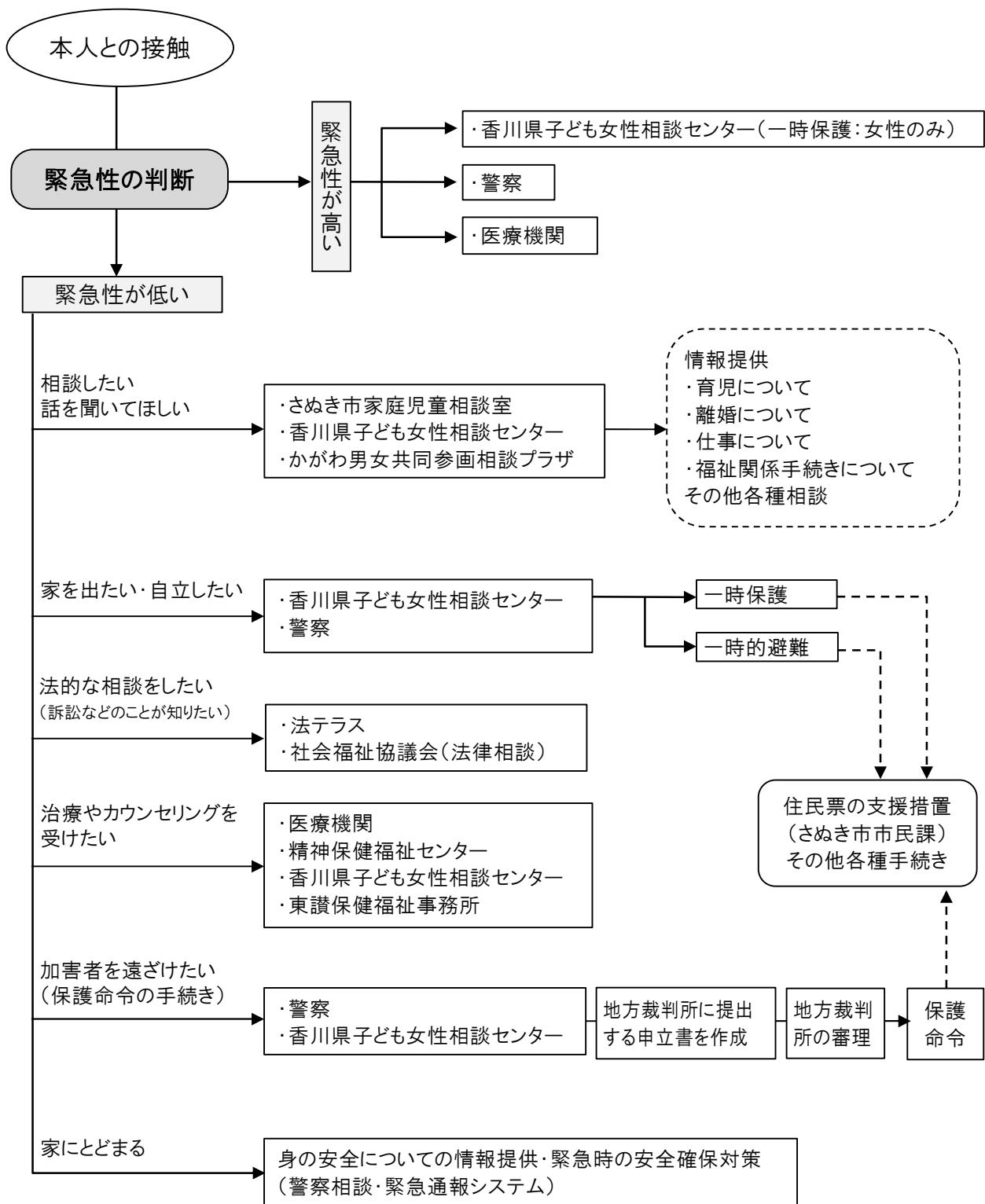
[主要施策 12 きめ細かな相談支援の充実]

取組名	取組内容	担当課
女性相談の充実	早期に相談につなげることができるよう、関係各課と連携し、啓発に向けた活動を推進するとともに、相談員の資質の向上を図ります。	人権推進課 子育て支援課
【 主な取組 】		
<u>人権推進課</u>		
○ 男女共同参画週間等の機会、市広報媒体等を活用した相談窓口の周知啓発		
<u>子育て支援課</u>		
○ 家庭児童相談室の周知及び相談の実施		
○ 相談員の資質向上		
○ 県等関係機関との連携強化		

取組名	取組内容	担当課
被害者等への支援	二次被害の防止や自立した生活につながる、切れ目のない支援に取り組みます。	子育て支援課 市民課
【 主な取組 】		
<u>子育て支援課</u>		
○ 被害者保護に向けた相談員の配置		
○ 関係機関と連携したより専門的な視点での支援		
○ 相談員の資質向上 (関連計画：さぬき市子ども・子育て支援計画)		
<u>市民課</u>		
○ 住民基本台帳事務におけるDV等の支援措置		

DV被害者の自己決定を支援するためのフロー図

★ 性別に関係なく相談可能です。



【 基本方針8 】 安心できる福祉と健康のまちづくり

本市の「さぬき市地域福祉計画」では、誰一人取り残さない「地域共生社会」を目指し、福祉のまちづくりを推進しています。高齢者や障害のある人に対する福祉の充実をはじめ、子育て世帯への支援、生活困窮者等への支援など、多分野にわたる地域福祉活動の促進に努めるとともに、ひとり親家庭や生活上の困難を抱える人への支援の充実を図ります。

また、妊娠や出産等、女性の健康問題に留意しながら、全ての市民を対象とした生涯にわたる健康づくりを推進します。

[主要施策 13 誰一人取り残さない福祉のまちづくり]

取組名	取組内容	担当課
地域支え合い活動への支援	地域で支え合う仕組みづくりの支援及びネットワークの強化に取り組みます。	福祉総務課

【 主な取組 】

- 「さぬき市地域福祉計画」に基づく地域福祉の充実
- 地域におけるボランティア人材の育成
- 地域見守り活動の実施

取組名	取組内容	担当課
子育て支援の推進	地域で安心して子育てできるよう、子育て支援の充実に取り組みます。	子育て支援課 生涯学習課

【 主な取組 】

子育て支援課

- 「さぬき市子ども・子育て支援計画」に基づく子育て支援の充実
- ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブの充実
- 子育て世代包括支援センターの周知啓発
- 地域子育て支援センターの周知啓発
- 関係機関と連携した相談事業の実施

生涯学習課

- 放課後子ども教室の活用及び参加促進
(関連計画：さぬき市教育振興基本計画)

取組名	取組内容	担当課
高齢者福祉の推進	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活支援や生活環境の向上、権利擁護の推進など高齢者福祉の充実に取り組みます。	長寿介護課
【 主な取組 】		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「さぬき市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づく多様な高齢者福祉施策の推進 ○ 関係機関と連携した相談支援の充実 ○ 高齢者の社会参加の促進 ○ 高齢者虐待防止啓発活動の実施 		

取組名	取組内容	担当課
障害者福祉の推進	障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、社会参画支援、生活環境の向上、権利擁護の推進等、障害者福祉の充実に取り組みます。	障害福祉課
【 主な取組 】		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「さぬき市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づく取組の推進による障害者支援体制の充実 ○ 関係機関と連携した相談支援の充実 ○ 障害者・障害児の社会参加の促進 ○ 障害者虐待防止啓発活動 		

取組名	取組内容	担当課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の経済的な自立に向けて、家庭の状況に応じた子育てや就労支援に取り組みます。	子育て支援課
【 主な取組 】		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「さぬき市子ども・子育て支援計画」に基づく総合的な支援の充実 ○ 母子・父子自立支援員の配置 ○ 関係機関と連携した相談事業の実施 ○ 生活の自立に向けた職業能力開発に対する支援の実施 		

取組名	取組内容	担当課
生活上の困難を抱える人への支援	社会生活を営む上で困難を抱える人へ、男女共同参画の視点を踏まえた相談等の支援に取り組みます。	福祉総務課 子育て支援課 学校教育課 幼保こども園課
【 主な取組 】		
福祉総務課		
○ 「生活困窮者自立支援法」に基づく総合的な相談支援の実施 (関連計画：さぬき市地域福祉計画)		
子育て支援課		
○ 「さぬき市子ども・子育て支援計画」に基づくひとり親家庭等に対する相談体制の充実		
学校教育課		
○ 経済的理由により就学が困難な児童生徒に対する就学・進学支援 (関連計画：さぬき市教育振興基本計画)		
幼保こども園課		
○ 経済的に困難を抱えた家庭への相談支援の実施		
○ 幼稚園における生活補助員の配置		

[主要施策 14 ライフステージに応じた健康づくりへの支援]

取組名	取組内容	担当課
市民の健康づくりの推進	生涯を通じた市民の健康づくりを推進します。	国保・健康課 市民病院
【 主な取組 】		
<u>国保・健康課</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「さぬき市健康増進計画・さぬき市食育推進計画」に基づく健康の保持、増進に向けた取組の推進 ○ 各種健康診断や健康教室、相談事業の実施 ○ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）や母性保護に関する理解の促進及び啓発活動の実施 		
<u>市民病院</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「さぬき市民病院改革プラン」に基づく適切な医療に向けた取組の推進 		

取組名	取組内容	担当課
児童生徒の健康教育の推進	性や健康について自ら正しい判断ができるよう、児童生徒の発達段階に応じた健康教育と保護者の意識啓発に取り組みます。	学校教育課 国保・健康課
【 主な取組 】		
<u>学校教育課</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 小児生活習慣病予防健康診断の実施 ○ 思春期の保健対策と健康教育の推進 ○ 性に関する授業、生命の安全教育、「いのちのせんせい」派遣事業※、薬物乱用防止教室等の機会を活用した健康教育の実施 (関連計画：さぬき市教育振興基本計画) 		
<u>国保・健康課</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 小児生活習慣病予防健康診断の事後指導の実施 (関連計画：さぬき市健康増進計画) 		

※ 生きることの意味や大切さを児童生徒が実感できる道徳教育を充実するため、助産師や消防職員、介護福祉士など、命と向き合いながら仕事をする人たちを小中学校に派遣し、学ぶ場を提供する県の事業のこと。

取組名	取組内容	担当課
教育相談の充実	児童生徒の健やかな発達を支援する教育相談の充実に取り組みます。	学校教育課
【 主な取組 】		
<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー※、心の教室相談員の配置 ○ 地区別、職種別情報交換会における課題や支援方法の協議の実施 ○ 適応指導教室の教育相談 ○ 課題について知識を深めるための研修の実施 (関連計画：さぬき市教育振興基本計画) 		

※ 小中学校における児童生徒の福祉に関する支援に従事し、児童生徒が抱える問題解決のために保護者や各種関係機関への働きかけを行い、問題解決への支援を行う専門職のこと。

取組名	取組内容	担当課
母子保健の充実	関係機関と連携し、妊娠、出産、育児を通じた切れ目ない子育て支援の充実に取り組みます。	国保・健康課
【 主な取組 】		
<p>国保・健康課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠・子育て支援制度等についての情報提供、相談事業の実施 ○ 健診未受診者への受診の勧奨 ○ 不妊に悩む方への相談事業や治療費助成の支援の実施 ○ さぬき市子育て世代包括支援センターの周知 (関連計画：さぬき市健康増進計画) 		

取組名	取組内容	担当課
小児医療の充実	地域の中で子どもが健やかに安心して暮らせるよう、小児医療の充実に努めます。	市民病院
【 主な取組 】		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 小児医療、小児夜間救急医療体制の充実 ○ 病児・病後児保育の充実 (関連計画：さぬき市民病院改革プラン) 		

取組名	取組内容	担当課
性差に応じた健康づくり	生涯を通じて地域で健やかに暮らせるよう、身体的性差に応じた心と体の健康づくりに取り組みます。	国保・健康課 学校教育課
【 主な取組 】		
<u>国保・健康課</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「さぬき市健康増進計画」に基づいた健康を維持・推進する取組の実施 ○ 女性・男性それぞれ特有の疾病に関する情報の提供 ○ ライフステージに応じた健康相談、健康教育の充実 ○ 健康診断等の受診率の向上に向けた取組の実施 ○ 相談体制の整備 		
<u>学校教育課</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達段階に応じた正しい性に関する教育、指導 (関連計画：さぬき市教育振興基本計画) 		

【 基本方針9 】防災分野における男女共同参画の推進

防災分野における男女共同参画の推進に向けて、防災対策への女性の意見やニーズの反映、きめ細かな配慮、女性の防災リーダーへの登用や防災活動への参画の促進を図ります。

[主要施策 15 防災の場における男女共同参画の推進]

取組名	取組内容	担当課
防災対策への女性の参画促進	地域防災に男女共同参画の視点を明確に位置付けるとともに、防災にかかる意思決定の場への女性の参画拡大を推進します。	危機管理課
【 主な取組 】		
<ul style="list-style-type: none">○ 「さぬき市地域防災計画」や避難所運営等への男女共同参画の視点の反映○ 防災会議における女性委員の登用促進及び女性の自主防災組織や消防団員への加入促進○ 女性の防災士資格取得の促進○ 出前講座等における啓発		

第6章 プランの推進

【1】推進体制

1 さぬき市男女共同参画推進条例に基づく施策の推進

「さぬき市男女共同参画推進条例」に基づき、性別にかかわらず、一人一人の個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

2 庁内推進体制の充実

本プランに係る取組は、多様な手段による広報をはじめ、講座や講演会の開催など、周知や啓発活動の推進はもとより、学校教育や商工労働、福祉部門など、市政のあらゆる分野に関連する計画です。そのため、庁内横断的に関係部局との連携を図り、関連施策を総合的に推進します。また、本プランの推進にあたっては、市の広報紙やホームページ等をはじめ様々な機会を通じて、市民に広く周知を図ります。

3 職員の意識の醸成

本プランの推進にあたっては、本市の職員が率先して計画を実践していくことが大切です。全ての職員が男女共同参画の視点に立って職務を遂行できるよう、男女共同参画に関する研修の機会等を通じて、職員の意識の醸成を図ります。

4 さぬき市男女共同参画推進協議会等の意見反映

本計画は、有識者、関係団体等で構成する「さぬき市男女共同参画推進協議会」の意見や提言を基に策定しており、計画の推進にあたっては、同協議会の意向を十分に尊重しながら施策への反映を図ります。また、庁内において「さぬき市男女共同参画推進本部」会議を定期的に開催し、男女共同参画の進捗状況を把握するとともに、庁内における男女共同参画の推進の強化に取り組みます。

5 市民や関係機関との連携

男女共同参画社会の実現には、市民一人一人が自分自身に関わることとして主体的に考え、取り組んでいくことが大切であることから、市民をはじめ、市民が関わる各種団体、事業者及び教育関係者との連携や協働を推進します。

【2】進捗管理

男女共同参画社会の実現につながる施策を着実に推進するため、進捗状況の定期的な点検、評価、改善に取り組むとともに、実施結果について報告書を作成し、ホームページで公表します。

【3】数値目標

項目 (★印は重点項目)	現状値	目標値	担当課 ^{※1}
	2022 (令和4) 年度	2028 (令和10) 年度	

基本目標1 誰もが認め合えるまちづくり

社会全体において「男女平等」と感じる市民の割合★	13.2%	20%以上	人権推進課
人権尊重の意識を啓発する講座等の実施回数	10回	10回以上	人権推進課
男女共同参画の意識を啓発する講座等の実施回数	7回	8回以上	人権推進課
子どもを対象とした男女共同参画講座等の実施回数	3回	3回以上	人権推進課
社会全体において「男女平等」と感じる中学生の割合★	28.3%	35%以上	人権推進課
男女共同参画につながる生涯学習講座等の実施	1回	1回以上	生涯学習課

基本目標2 誰もがあらゆる分野で活躍できるまちづくり

附属機関等 ^{※2} の女性委員の割合	31.2%	35%以上	人権推進課
家族経営協定の締結数	27 経営体	30 経営体以上	農林水産課
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた市内企業への啓発数	35 社	35 社以上	商工観光課
市役所の女性管理職の割合 ^{※3}	16.7%	17%以上	秘書広報課
職場において「男女平等」と感じる市民の割合★	32.0%	40%以上	人権推進課
市役所男性職員の育児休業取得率 ^{※3}	33.3%	35%以上	秘書広報課
両親学級の男性参加率	48.8%	45%以上	国保・健康課
男女共同参画推進市民サポーターの登録数	16 人	20 人以上	人権推進課

※1 2023（令和5）年度現在

※2 地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づくもの

※3 市民病院を除く

項目 (★印は重点項目)	現状値	目標値	担当課
	2022 (令和4) 年度	2028 (令和10) 年度	

基本目標3 誰もが安心して暮らせるまちづくり

D V被害を「どこ（だれ）に相談してよいかわからない」とする市民の割合★	20.0%	15%以下	人権推進課
児童虐待防止啓発の実施	11回	10回以上	子育て支援課
子育て世代が安心して暮らせる支援において「満足できる」「やや満足できる」と感じる市民の割合★	50.8%	55%以上	人権推進課
高齢者等が安心して暮らせる支援において「満足できる」「やや満足できる」と感じる市民の割合★	52.1%	55%以上	人権推進課
地域見守り隊の登録数	44隊	48隊以上	福祉総務課
ファミリー・サポート・センターの登録会員数	おねがい会員 247人 まかせて会員 148人	おねがい会員 250人以上 まかせて会員 150人以上	子育て支援課
ライフステージに応じた心身の健康づくりに役立つ講座等の実施	0回	33回	市民病院
高齢者虐待防止啓発の実施回数	23回	25回以上	長寿介護課
障害者虐待防止啓発の実施回数	2回	2回以上	障害福祉課
女性防災士の人数	27人	42人以上	危機管理課

資料編

【1】策定経過

期 日	項 目	内 容
-----	-----	-----

2022（令和4）年度

5月11日（水）	令和4年度 第1回さぬき市男女共同参画推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度事業概要について ・男女共同参画週間事業について ・男女共同参画推進活動事業について
6月1日（水）	男女共同参画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・意識調査の概要説明
6月22日（水）	令和4年度 第2回さぬき市男女共同参画推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次さぬき市男女共同参画プラン意識調査について
7月29日（金）	男女共同参画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員意識調査の実施依頼
12月6日（火）	令和4年度 第3回さぬき市男女共同参画推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次さぬき市男女共同参画プラン意識調査について
2月13日（月）	令和4年度 第4回さぬき市男女共同参画推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次さぬき市男女共同参画プラン意識調査について ・令和4年度事業報告 ・令和5年度事業予定
3月1日（水）	男女共同参画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・意識調査の結果報告

2023（令和5）年度

4月3日（月）	男女共同参画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン策定の概要説明
5月26日（金）	令和5年度 第1回さぬき市男女共同参画推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度事業概要について ・第3次男女共同参画プラン策定方針について ・男女共同参画推進活動事業（市民企画事業）について、 ・男女共同参画週間事業について
7月10日（月）	令和5年度 第2回さぬき市男女共同参画推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生ワークショップの実施について ・男女共同参画に関する意見聴取結果について ・第3次男女共同参画プラン施策体系案について ・計画策定に向けた委員意見交換（グループミーティング）
8月4日（金）	中学生ワークショップの実施	
9月22日（金）	令和5年度 第3回さぬき市男女共同参画推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次男女共同参画プラン骨子案について

期 日	項 目	内 容
11月27日（月）	令和5年度 第4回さぬき市男女共同参画推進協議会	・第3次男女共同参画プラン素案について
12月4日（月）	男女共同参画推進本部会議	・策定状況の報告
12月15日（金）～ 1月14日（日）	市民意見募集 (パブリックコメント)	・素案への意見募集
2月6日（火）	令和5年度 第5回さぬき市男女共同参画推進協議会	・パブリックコメントの結果について ・第3次男女共同参画プラン（案）について
3月7日（木）	令和5年度 第6回さぬき市男女共同参画推進協議会	・第3次男女共同参画プラン策定について ・令和5年度事業報告 ・令和6年度事業予定
3月	プラン策定	

【2】さぬき市男女共同参画推進協議会委員名簿

役職	氏名	所属等	選任区分
会長	黒澤 あづさ	香川大学ダイバーシティ推進室 特命准教授・コーディネーター	推薦【識見】
副会長	筒井 美佐子		公募
	石田 洋子		公募
	尾崎 勝	さぬき市商工会会長	推薦【商工業】
	柿木 英子		公募
	樋原 秀樹		公募
	金子 幸夫	さぬき市人権擁護委員	推薦【人権】
	川地 一紘	さぬき市子ども・子育て会議 代表	推薦【子育て】
	小松 周作	連合香川東地域協議会 代表	推薦【労働】
	高田 千恵		公募
	多田 文子		公募
	六車 弥千代	さぬき市立寒川小学校校長	推薦【学校】

50音順（会長、副会長を除く）、敬称略

任期：委嘱の日(2022（令和4）年5月11日)から 2024（令和6）年3月31日まで

【3】さぬき市男女共同参画関連条例等

1 さぬき市男女共同参画推進条例

平成 21 年 6 月 24 日条例第 21 号

私たちはみな、性別に関わりなく、個人として尊重される平等な存在です。

国における「男女共同参画社会基本法」の制定という動きのなかで、さぬき市では「さぬき市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会づくりに取り組んできました。

しかしながら、今なお、男女の役割を固定的にとらえる意識や社会慣行が根強く残っており、真の男女平等の実現を妨げることになっています。

私たちは、国内外の様々な場所で生まれ育った人たちがさぬき市民として暮らすなかで、お互いの多様な生き方を認め合い、男女が対等な立場で人権を尊重し、共に責任を担い、利益も分かち合う男女共同参画社会の実現を急がなければなりません。

ここに、私たちは、市民一人一人が互いを大切にし、「自分らしく、ともにいきいきと生きることができるまち」さぬき市をつくることを目指してこの条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民、市民が関わる各種団体、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担う社会
- (2) 市民 市内に住む人、市内で働く人、市内で学ぶ人及び滞在するすべての人
- (3) 事業者 市内において営利、非営利を問わず事業活動を行う個人及び法人
- (4) 教育関係者 市内においてあらゆる教育又は保育に携わる人
- (5) 市民が関わる各種団体 市民が市内において主体的に地域活動を行う団体
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はかつて配偶者であつ

た者に対する、身体的、性的、精神的又は経済的苦痛を与える暴力的行為及びその行為から生ずる子への暴力的行為

(7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の心身に不快感や苦痛を与え、相手の生活環境を害すること、又はその相手に不利益を与える行為

(8) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動において男女間に参画する機会の格差が生じている場合に、その格差を是正するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として、推進されなければなりません。

(1) 男女は、個人として尊重され、直接的、間接的を問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、その個性及び能力を発揮する機会が確保されること。

(2) 男女は、性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度又は慣行により、その社会活動を制限されることなく、多様な生き方が自由に選択できるよう配慮されること。

(3) 男女は、社会の対等な構成員として、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における施策や方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。

(4) 男女は、互いに尊重し合い、相互の協力と社会的支援のもと、家庭生活における活動及び職業生活その他の社会における活動に対等に参画し、両立できるように配慮されること。

(5) 家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、個人の尊厳及び男女平等を基本とした教育が行われること。

(6) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は、犯罪及び人権侵害であるとの認識のもと、その根絶を目指すこと。

(7) 男女は、互いに尊重し合い、それぞれの性に関する理解を深め、また、妊娠、出産等について互いの意思が尊重され、産む性としての女性の身体的機能に配慮し、共に生涯にわたり健康な生活が営まれるようにすること。

(8) 男女共同参画社会の形成は、国際的な取組と密接に関わっていることから、その動向に配慮するよう努めること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成を主要な施策として位置付け、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、国際社会や国内の情勢を踏まえ、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施します。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民の意見を尊重するとともに、市民、市民が関わる各種団体、事業者及び教育関係者のほか、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力します。

3 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講じるよう努めます。

4 市は、政策の立案及び決定過程に男女の区別なく参画できること、男女が共に働きやすい職場環境の整備等、率先して男女共同参画を推進します。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会について理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、自ら積極的に男女共同参画の推進に努めるものとします。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策、調査等に協力するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女の対等な参画機会を確保し、雇用上の格差を解消するよう努めるとともに、男女が職場における活動と家庭、地域、学校等における活動とを両立できる職場環境づくりに努めるものとします。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策、調査等に協力するよう努めるものとします。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、教育及び保育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育及び保育を行うよう努めるものとします。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策、調査等に協力するよう努めるものとします。

(市民が関わる各種団体の責務)

第8条 市民が関わる各種団体は、その団体活動において、男女の対等な参画機会を確保し、男女共同参画の推進に努めるものとします。

2 市民が関わる各種団体は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策、調査等に協力するよう努めるものとします。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 すべての人は、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第10条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、暴力的行為若しくは性的いやがらせを助長又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めるものとします。

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

(基本計画)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定します。

2 市は、基本計画を策定する場合は、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映させるよう努めるとともに、さぬき市男女共同参画推進協議会に意見を求めます。

3 市は、基本計画を策定したときは、これを公表します。

4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用します。

(積極的格差是正措置)

第12条 市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる場の活動において、男女間の参画機会に係る格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的格差是正措置を講じるよう努めます。

2 市は、市の施策の立案及び決定過程に男女が平等に参画できるよう、附属機関等における委員の構成について、基本計画に数値目標を掲げ、男女の均衡を図るよう努めます。

3 市は、男女平等を推進するため、女性職員の能力開発及び管理職等への登用に努めます。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査研究を行い、その結果を公表します。

(家庭生活とその他の活動の両立支援)

第14条 市は、男女が共に家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と地域、職場、学校その他の社会のあらゆる場における活動を両立することができるよう必要な支援と環境整備に努めます。

(学習及び教育における支援等)

第15条 市は、男女共同参画について関心と理解を深めるため、市民の学習を支援するよう努めるとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において、必要な措置を講じるよう努めます。

(情報提供及び普及啓発)

第16条 市は、市民、事業者及び教育関係者の男女共同参画に関する理解を深めるための情報を積極的に提供するとともに、男女共同参画に関する意識の普及及び啓発に努めます。

(推進体制の整備)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について、円滑かつ総合的に推進するため、府内組織の充実、強化に努めます。

2 市は、男女共同参画の推進に関する活動拠点の整備に努めます。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、さぬき市男女共同参画推進協議会を置きます。

(苦情及び相談への対応)

第18条 市は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者から苦情の申出があったときは、関係機関と協力し、適正かつ迅速に対応します。

2 市は、前項の申出への対応に当たり、必要と認めるときは、さぬき市男女共同参画推進協議会の意見を聴くことができます。

3 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画

社会の形成を阻害する要因による人権侵害に関し、市民から相談の申出があったときは、関係機関と連携し、適切な対応を行います。

(実施状況の報告)

第19条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、公表します。

第4章 雜則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

2 さぬき市男女共同参画推進協議会規則

平成 22 年 8 月 18 日規則第 25 号
最終改正 令和 3 年 3 月 30 日規則第 19 号

(趣旨)

第1条 この規則は、さぬき市男女共同参画推進条例(平成 21 年さぬき市条例第 21 号。以下「条例」という。)第 17 条第 3 項の規定に基づき設置するさぬき市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 条例及びさぬき市男女共同参画プランに基づく施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画についての情報収集及び調査研究に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、協議会の設置の目的を達成するため市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の 10 分の 4 未満にならないよう努めるものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画推進に関し識見を有する者
- (2) 一般公募による市民
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にさぬき市男女共同参画推進協議会設置要綱(平成 17 年さぬき市告示第 39 号。以下「要綱」という。)の規定により委嘱されている委員である者は、この規則の施行の日に、第 3 条第 1 項の委員として委嘱されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に要綱の規定により互選されている会長又は副会長である者は、この規則の施行の日に、第 5 条第 1 項の会長又は副会長として互選されたものとみなす。

附 則(平成 28 年規則第 14 号)抄

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年規則第 19 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

3 さぬき市男女共同参画推進本部設置要綱

平成 17 年 3 月 24 日訓令第 11 号

最終改正 令和 3 年 3 月 22 日訓令第 3 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、さぬき市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) その他男女共同参画の推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長、副本部長及び本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名した副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長は、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めたときは、推進本部の会議に関係部局の職員の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を受けることができる。

(庶務)

第 6 条 推進本部の庶務は、市民部人権推進課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年訓令第 28 号)

この要綱は、平成 17 年 4 月 7 日から施行する。

附 則(平成 18 年訓令第 20 号)

この要綱は、平成 18 年 6 月 11 日から施行する。

附 則(平成 18 年訓令第 24 号)

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令第 3 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年訓令第 4 号)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年訓令第 6 号)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年訓令第 5 号)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年訓令第 1 号)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年訓令第 3 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 30 年訓令第 5 号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年訓令第 3 号)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

区分	役職名
本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
本部員	審議監
	議会事務局長
	総務部長
	市民部長
	健康福祉部長
	建設経済部長
	市民病院経営管理局長
	教育委員会事務局教育部長

【4】関係法令等

1 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることからかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることからかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項

に規定する事項を処理すること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要が

あると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるものほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号)

抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄 (施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄 (施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

最終改正 令和 4 年 3 月 31 日法律第 12 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要なことに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に發揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条

及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

（2） 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

（3） 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

（4） 前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）

第 6 条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものと

する。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時

間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(認定の取消し)
 - 3 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号

のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

(1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。

(2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が3

00人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主について適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における

活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者と、「同様に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（令元法24・旧第13条線下）

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 計画期間

（2） 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

（3） 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更

したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

（1） その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

（2） その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

（1） その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

（2） その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活にお

ける活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができます。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に關し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15

条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効

力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関する知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関する知り得た秘密については、第28条の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号)

抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2) 及び (3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条

の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年3月31日法律第12号)

抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

から施行する。

(1) 第2条中職業安定法第32条及び第32条の1第1項の改正規定並びに附則第28条の規定 公布の日

(2) 略

(3) 第1条中雇用保険法第10条の4第2項及び第58条第1項の改正規定、第2条の規定(第1号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第48条」を「第47条の3」に改める部分に限る。)、同法第5条の2第1項の改正規定及び同法第4章中第48条の前に1条を加える改正規定を除く。)並びに第3条の規定(職業能力開発促進法第10条の3第1号の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同法第15条の2第1項の改正規定及び同法第18条に1項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第5条、第6条及び第10条の規定、附則第11条中国家公務員退職手当法第10条第10項の改正規定、附則第14条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第4条第2項及び第18条の改正規定並びに同法第33条の改正規定(「、第11条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第5条の5第1項」とあるのは「船員職業安定法第15条第1項」と」を削る部分を除く。)並びに附則第15条から第22条まで、第24条、第25条及び第27条の規定 令和4年10月1日

(政令への委任)

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第509条の規定 公布の日

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成13年4月13日法律第31号
最終改正 令和5年6月14日法律第53号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被

害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所

- その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- （婦人相談員による相談等）
- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
- （婦人保護施設における保護）
- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。
- ### 第3章 被害者の保護
- （配偶者からの暴力の発見者による通報等）
- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
- （配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
- 第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
- （警察官による被害の防止）
- 第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- （警察本部長等の援助）
- 第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。
- （福祉事務所による自立支援）
- 第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- （被害者の保護のための関係機関の連携協力）
- 第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
- （苦情の適切かつ迅速な処理）
- 第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員

の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を

告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞じゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関する配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下

この項において同じ。) その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受けける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イ

からニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠とし

ている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰すことのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重とともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手か

らの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号）
抄
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年7月3日法律第72号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 （平成26年4月23日法律第28号）
抄
（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略
- (2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定
平成26年10月1日

附 則 （令和元年6月26日法律第46号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日
（その他の経過措置の政令への委任）

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和4年5月25日法律第52号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日
（政令への委任）

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和4年6月17日法律第68号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第509条の規定 公布の日

附 則 (令和5年5月19日法律第30号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7条の規定 公布の日

(2) 第21条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。附則第3条において

て「民事訴訟法等改正法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(政令への委任)

第7条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に
関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）
は、政令で定める。

附 則 (令和5年6月14日法律第53号) 抄

この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(以下略)

4 香川県男女共同参画推進条例

平成 14 年 3 月 27 日条例第 3 号
最終改正 平成 25 年 12 月 20 日条例第 62 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女の人権を尊重し、かつ、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくことが重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成を図り、あわせて豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこという。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策

定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町及び国と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に共同して参画する機会を確保すること、男女が職場における活動と家庭その他の職場以外の社会における活動とを両立して行うことができる就業環境を整備することその他男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為をしてはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。)

(3) 男女間における暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、あらかじめ、香川県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(県民等の理解を深めるための措置)

第10条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、教育及び学習の機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第11条 県は、県民又は事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町に対する支援)

第12条 県は、市町に対し、当該市町の区域における男女共同参画の推進に関する計画の策定等に関し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第13条 県は、附属機関その他これに準ずるものとの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより男女の委員の数が均衡するよう努めるものとする。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画を効果的に推進するため、必要な調査研究を行うものとする。

(体制の整備等)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制の整備に努めるとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の報告)

第16条 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第17条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(相談及び苦情の処理)

第18条 知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する県民又は事業者からの相談に適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する県民又は事業者からの苦情に適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合においては、知事は、香川県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

(被害者の保護等)

第19条 県は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手（以下「配偶者等」という。）からの第7条第3号に掲げる行為（以下「暴力的行為」という。）を受けた者（配偶者等からの暴力的行為を受けた後に、離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）をし、若しくはその婚姻が取り消され、又は当該交際をする関係を解消した者であって、当該配偶者等であった者から引き続き暴力的行為を受けたものを含む。以下「被害者」という。）に対し、適切な助言、施設への一時的な入所等による保護その他の必要な支援を行うものとする。

2 前項の施設の管理者又は職員は、被害者の申出により、暴力的行為をした者（以下「加害者」という。）からの暴力的行為が引き続き行われるおそれがあるとき、その他被害者の保護のために必要があると認めるときは、加害者に対し、被害者との面会及び交渉を禁止し、若しくは制限し、又は被害者の存在を秘匿することができる。

第3章 香川県男女共同参画審議会

(設置)

第20条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、香川県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会長)

第22条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員会)

第24条 審議会は、その定めるところにより、専門委員

会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

(雑則)

第25条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第8条第1項の規定により定められた男女共同

参画計画とみなす。

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

3 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則(平成16年12月21日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第62号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

【5】男女共同参画関係年表

年	世界	日本	香川県	さぬき市
1945 (昭和 20)	・「国際連合」設立	・「衆議院議員選挙法」改正（婦人参政権）		
1946 (昭和 21)	・国連「婦人の地位向上委員会」設置			
1948 (昭和 23)	「世界人権宣言」採択			
1959 (昭和 34)			・「香川県婦人活動推進本部」設置 ・「香川県婦人懇談会」設置	
1967 (昭和 42)	・国連「婦人に対する差別撤廃宣言」採択			
1968 (昭和 43)	・第1回国際人権会議（テヘラン）			
1975 (昭和 50)	・国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「女性の地位向上のための世界行動計画」採択	・「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」開催		
1976 (昭和 51)	・「国連婦人の10年」（1976年～1985年）	・「育児休業法」（保母等）施行 ・「民法」改正（離婚後の姓の選択自由）		
1977 (昭和 52)		・「国内行動計画」策定		
1979 (昭和 54)	・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択			
1980 (昭和 55)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン）「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択			
1981 (昭和 56)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「民法」及び「家事審判法」一部改正（配偶者相続分1/2に引上げ） ・「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」決定	・「第二次香川県民福祉総合計画」策定（「婦人対策の推進」位置付け） ・「香川県婦人懇談会」再発足	
1982 (昭和 57)			・「香川県婦人行動計画」策定 ・「香川県婦人対策推進本部」再発足	
1983 (昭和 58)			・「各種婦人団体懇話会」設立	

年	世界	日本	香川県	さぬき市
1985 (昭和 60)	・「国連婦人の 10 年」最終年世界会議（ナイロビ）「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」及び「戸籍法」一部改正（父母両系主義） ・「女子差別撤廃条約」批准 ・ナイロビ世界会議政府間会議参加	・「第三次香川県民福祉総合計画」策定（「婦人の地位向上」についての課題明示） ・ナイロビ世界会議・NGO フォーラムへ香川県各種婦人団体懇話会代表 5 名を派遣	
1986 (昭和 61)		・婦人問題企画推進本部拡充（構成を全省庁に拡大） ・婦人問題企画推進有識者会議開催 ・「国民年金法」改正（女性の年金権確立） ・「男女雇用機会均等法」施行	・女性の海外派遣研修事業開始 ・広報誌「かがわ女性ジャーナル」創刊	
1987 (昭和 62)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定		
1988 (昭和 63)			・「香川女性のための新行動計画」策定 ・新行動計画推進地域会議事業開始	
1990 (平成 2)	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・香川県「女性友好の翼」事業開始 ・「香川県 21 世紀長期構想」策定（「男女共同参加の促進」を明示）	
1991 (平成 3)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第一次改訂）」		
1992 (平成 4)		・「育児休業法」施行 ・初代婦人問題担当大臣設置	・「男女共同参画型社会へ向けての香川行動計画」策定 ・「民生部婦人児童課女性対策推進室」設置	
1993 (平成 5)	・世界人権会議（ウィーン）「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」施行		
1994 (平成 6)	・「開発と女性」に関する第 2 回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）「ジャカルタ宣言」採択 ・国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	・「男女共同参画室」（総理府）、「男女共同参画審議会」設置（政令） ・「男女共同参画推進本部」設置		

年	世界	日本	香川県	さぬき市
1995 (平成 7)	・社会開発サミット（コペンハーゲン）「コペンハーゲン宣言及び行動計画」採択 ・第4回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正（介護休業の法制化）		
1996 (平成 8)		・男女共同参画推進連携会議発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・「香川県 21 世紀長期構想事業計画」策定 ・「香川県男女共同参画推進本部」「香川県女性懇談会」設置 ・「婦人児童課女性対策推進室」を「青少年女性課女性政策室」に改称し、生活環境部へ移管	
1997 (平成 9)		・男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働省婦人局婦人少年室」を「労働省女性局女性少年室」に改称	・「男女共同参画社会へ向けての香川行動計画（改定）」策定 ・「香川県各種婦人団体懇話会」を「香川県各種女性団体協議会」に改称	
1998 (平成 10)			・「女性有識者名簿」作成	
1999 (平成 11)	・E S C A P ハイレベル政府間会議（バンコク）「北京行動綱領の更なる実施に向けての勧告」採択	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行		
2000 (平成 12)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）「政治宣言及び成果文書」採択	・「介護保険法」施行 ・「都道府県労働局」設置、「女性少年室」を「雇用均等室」に改称 ・「ストーカー規制法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「青少年女性課女性政策室」を「青少年女性課男女共同参画推進室」に改称 ・香川県新世紀基本構想「みどり・うるおい・にぎわい創造プラン」策定	
2001 (平成 13)		・内閣府「男女共同参画局」「男女共同参画会議」設置 ・第1回男女共同参画週間「女性に対する暴力をなくす運動について」男女共同参画推進本部決定 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ・「配偶者暴力防止法（DV 防止法）」施行 ・「育児・介護休業法」改正	・「香川県男女共同参画推進委員会」設置 ・「かがわエンゼルプラン 21」策定 ・「かがわ男女共同参画プラン」策定	

年	世界	日本	香川県	さぬき市
2002 (平成 14)	・「持続可能な開発に関する世界首脳会議(地球サミット)」(ヨハネスブルグ)	・「改正育児・介護休業法」施行 ・「DV防止法の円滑な施行について」男女共同参画会議決定	・「香川県男女共同参画推進条例」施行 ・「青少年女性課男女共同参画推進室」を「青少年・男女共同参画課」に改称し、政策部へ移管 ・「配偶者暴力相談支援センター」設置 ・「男女共同参画審議会」「男女共同参画相談室」設置 ・各市町に「かがわ男女共同参画推進員」配置	・さぬき市発足 ・企画部企画財政課内に「男女共同参画担当」設置 ・「さぬき市男女共同参画推進活動事業費助成金交付要綱」施行
2003 (平成 15)		・「健康増進法」施行 ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行	・「青少年・男女共同参画課」を総務部へ移管	・企画部政策課に「男女共同参画推進担当」設置 ・教育委員会事務局生涯学習課が「女性教育・家庭教育（社会教育関係）」担当 ・「さぬき市男女共同参画プラン策定委員会」設置 ・「男女共同参画に関するアンケート調査」実施
2004 (平成 16)		・「改正児童買春・ポルノ禁止法」施行 ・「改正児童虐待防止法」施行 ・「改正DV防止法」施行		・「さぬき市男女共同参画プラン」策定 ・志度働く婦人の家内に「さぬき市男女共同参画情報スペース」設置
2005 (平成 17)	・第49回国連婦人の地位委員会（「北京」+10）世界閣僚会合（ニューヨーク）	・「改正育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・香川県新世紀基本構想「みどり・うるおい・にぎわい創造プラン」後期事業計画策定 ・「香川県次世代育成支援行動計画」策定	・総務部秘書課内に「男女共同参画担当」配置換 ・「さぬき市男女共同参画推進本部」設置 ・「さぬき市男女共同参画推進協議会」設置
2006 (平成 18)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「かがわ男女共同参画プラン（後期計画）」策定 ・「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定 ・「かがわ農山漁村男女共同参画ビジョン」策定 ・「かがわ男女共同参画相談プラザ」設置	・「さぬき市男女共同参画を推進する条例研究グループ」設置
2007 (平成 19)		・「パートタイム労働法」改正 ・「DV防止法」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「青少年・男女共同参画課」と「県民参画課」を統合し、「県民活動・男女共同参画課」を設置	・総務部政策課内に「男女共同参画担当」配置換

年	世界	日本	香川県	さぬき市
2008 (平成 20)		<ul style="list-style-type: none"> ・「D V 防止法に基づく基本方針」改定 ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関するアンケート調査」実施
2009 (平成 21)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・「さぬき市男女共同参画推進条例」制定（6月24日公布・施行） ・「さぬき市男女共同参画プラン後期計画」策定
2010 (平成 22)	<ul style="list-style-type: none"> ・E S C A P「北京行動綱領実施」に関するハイレベル政府間会合（「バンコク宣言」採択） ・第54回国連婦人の地位委員会（「北京」+15）記念会合（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「香川県次世代育成支援行動計画（後期計画）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「さぬき市男女共同参画推進協議会規則」施行
2011 (平成 23)	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関 UN Women 正式発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正次世代育成支援対策推進法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次かがわ男女共同参画プラン」策定 ・「第2次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「さぬき市男女共同参画推進活動事業助成金交付要綱」施行
2012 (平成 24)	<ul style="list-style-type: none"> ・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関するアンケート調査」実施
2013 (平成 25)		<ul style="list-style-type: none"> ・若者・女性活躍推進フォーラム提言 ・「D V 防止法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・「さぬき市男女共同参画推進市民サポーター」設置 ・「さぬき市男女共同参画推進市民サポーター育成支援事業実施要綱」施行 ・「男女共同参画に関する中学生ワークショップ」開催
2014 (平成 26)	<ul style="list-style-type: none"> ・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正次世代育成支援対策推進法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「香川県健やか子ども支援計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次さぬき市男女共同参画プラン」策定
2015 (平成 27)	<ul style="list-style-type: none"> ・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」成立 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「県民活動・男女共同参画課」を「男女参画・県民活動課」に改称し、政策部へ移管 ・「第3次かがわ男女共同参画プラン」策定 	
2016 (平成 28)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部秘書広報課内に「男女共同参画・国際交流推進室」設置

年	世界	日本	香川県	さぬき市
2017 (平成 29)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 ・「刑法」一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かがわ働く女性活躍推進計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する意識調査」実施
2018 (平成 30)		<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布 		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する中学生ワークショップ」開催
2019 (令和元)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法の一部を改正する法律」公布 ・「DV防止法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次さぬき市男女共同参画プラン（改訂版）」策定
2020 (令和2)	<ul style="list-style-type: none"> ・第64回国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「DV防止法」改正 ・「パートタイム・有期雇用労働法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期香川県健やか子ども支援計画」策定 	
2021 (令和3)		<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ・「育児・介護休業法」改正 ・「ストーカー規制法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次かがわ男女共同参画プラン」策定 ・「第4次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民部人権推進課内に「男女共同参画担当」配置換
2022 (令和4)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関するアンケート調査」実施
2023 (令和5)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023(女性版骨太の方針2023)」閣議決定 ・「改正女性活躍推進法」施行 ・「刑法」「刑事訴訟法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する中学生ワークショップ」開催
2024 (令和6)				<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次さぬき市男女共同参画プラン」策定

【6】用語解説

用語	説明
【あ行】	
IoT	Internet of Things の略で、パソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続しているインターネットに、産業用機器や自動車、家電製品等の「モノ」をつなげることにより、機器の遠隔操作など多様な付加価値を生む技術のこと。
生命（いのち）の安全教育	生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考え方をはじめ、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指す教育のこと。
「いのちのせんせい」派遣事業	生きることの意味や大切さを児童生徒が実感できる道徳教育を充実するため、助産師や消防職員、介護福祉士など、命と向き合いながら仕事をする人たちを小中学校に派遣し、学ぶ場を提供する県の事業のこと。
AI	Artificial Intelligence の略で人工知能と訳される。コンピュータが大量、多様なデータを分析し、人間の脳でしかできなかつたような高度で知的な作業を、人工的なプログラムにより行えるようにした技術のこと。
SDGs	Sustainable Development Goals の略で、2015（平成 27）年 9 月に国連サミットで採択された、全ての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」のこと。貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールから構成され「誰一人取り残さない」社会の実現を目指している。
M字カーブ	日本の女性の労働率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 代前半を谷とし、20 代後半と 30 代後半が山になるアルファベットの M のような形になること。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴によるもの。
LGBT (セクシュアルマイノリティ)	LGBT は L（レズビアン／女性の同性愛者）、G（ゲイ／男性の同性愛者）、B（バイセクシュアル／両性愛者）、T（トランスジェンダー／身体と心の性が一致しない人）の 4 つの頭文字をとり、セクシュアルマイノリティを表す総称として使用されている。ただし、このほかにも性の在り方は多様である。
エンパワーメント	「力を付けること」の意味で、自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的あるいは文化的に力を持った存在として活躍する場を広げていくこと。
【か行】	
かがわ男女共同参画推進員	地域で男女共同参画社会づくりに向けて、県民の積極的な参加と協力を促進するため、行政と県民をつなぐ役割を担う人のこと。
家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間で十分に話し合い、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
権利擁護	認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の権利の代弁、弁護を行い、安心して生活できるよう支援すること。
国際婦人年	1972（昭和 47）年の第 27 回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975（昭和 50）年を国際婦人年とすることが決定された。また、1976（昭和 51）年～1985（昭和 60）年までの 10 年間を「国連婦人の 10 年」とした。

用語	説明
国連女性の地位委員会（CSW）	経済社会理事会（Economic and Social Council）の機能委員会の一つで、1946（昭和21）年6月に設置された。政治、市民、社会、教育分野等における女性の地位向上に関する、経済社会理事会に勧告、報告、提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、国連総会（第3委員会）に対して勧告を行う。旧名称は「国連婦人の地位委員会」
国連特別総会「女性2000年会議」	第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後5年間の実施状況の見直し、評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討するため、2000（平成12）年にニューヨークで開催された。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択された。
国連婦人の10年	国連が女性の地位向上を目指して、1975（昭和50）年の第30回国連総会において設けた国際婦人年で、1976（昭和51）年から1985（昭和60）年までの10年間を「国連婦人の10年～平等・発展・平和～」とすることが宣言された。国連は「世界行動計画」を採択し、世界各国、各機関、各団体が女性の地位向上のため、それぞれの地域の実情に応じて目標を設定し、その達成のために行動することを呼び掛けた。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

【さ行】

ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的、文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的、文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ジェンダー・ギャップ指数（GGI）	スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数のこと。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。
次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境の変化を踏まえ「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的」に2003（平成15）年7月に制定された法律のこと。10年間の時限立法であったが、2014（平成26）年4月の改正により10年延長されている。
女子差別撤廃条約	男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としているもの。具体的には「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。
女性デジタル人材	I C T等のデジタル技術を活用し、地域の課題解決を牽引する、より高度な技術力を身に付けた女性の I T技術者のこと。
スクールソーシャルワーカー	小中学校における児童生徒の福祉に関する支援に従事し、児童生徒が抱える問題解決のために保護者や各種関係機関への働きかけを行い、問題解決への支援を行う専門職のこと。
ストーカー行為	特定の相手への恋愛感情やその気持ちが満たされなかつたことに対する恨みの感情を充足する目的により、つきまとい、まちぶせ、無言電話等の行為を反復して行うこと。異常なほどの執着心、支配欲に基づく行動で、なかなか歯止めがきかず、行動がエスカレートすることが特徴となっている。

用語	説明
生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前の段階において、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給など、自立支援の強化を図るために、2013（平成25）年に制定された法律のこと。
性自認	性別に関する自己意識のことをいう。
性的指向	恋愛や性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛など、恋愛や性愛の対象が、いずれの性別に向いているかを表すもの。
世界女性会議	1975（昭和50）年の国際婦人年以降、5～10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議のこと。第1回（国際婦人年女性会議）は1975（昭和50）年にメキシコシティで、第2回（「国連婦人の10年」中間年世界会議）は1980（昭和55）年にコペンハーゲンで、第3回（「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議）は1985（昭和60）年にナイロビで、第4回世界女性会議は1995（平成7）年に北京で開催された。
セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した不快な性的言動や行為のこと。
選択的夫婦別姓（別氏）制度	夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度のこと。

【た行】

多文化共生社会	国籍や民族などが異なる人々が、お互いの文化の違いなどを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会で共に生きていく社会のこと。
多様性	人種や年齢、性別、能力、価値観など様々な違いがある状態のこと。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。
男女共同参画週間	男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、2001（平成13）年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」として定めたもの。
男女共同参画推進活動（市民企画事業）	さぬき市民等が、自主的に実施するまちづくり活動に対して市が助成を行う事業のこと。
男女共同参画推進市民サポーター	地域における男女共同参画の推進を図ることを目的として、市が主催する男女共同参画推進活動事業への参加及び運営協力活動やその他男女共同参画社会実現に向けた啓発活動を行う。
男女雇用機会均等法	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」で、1985（昭和60）年に制定された。1997（平成9）年には、差別禁止規定、職場のセクハラ防止やポジティブ・アクションの促進を盛り込む改正が行われた。2006（平成18）年には、差別の禁止範囲を男女双方に拡大し、体力や勤務条件等による間接差別の禁止や妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱いの禁止等を盛り込む改正が行われた。
地域見守り隊	高齢者などの孤立死といった事故を未然に防ぐため、地域の人々が見守り活動を行うことにより、日常生活における異変や問題を早期に発見し、社会福祉協議会や関係機関へ連絡する。

用語	説明
デートDV	交際相手からふるわれる暴力のこと。相手の交友関係や行動を制限する、怒鳴る、暴力をふるう、性行為を強要する、避妊に協力しないなど、様々な形の暴力を含む。
適応指導教室	様々な理由により不登校の状況にある児童生徒に対して、学校への復帰や社会的自立ができるよう支援することを目的とした場のこと。
デジタル・トランسفォーメーション(DX)	Digital Transformationの略で、デジタル技術の有効な活用を図り、新たな価値を生み出すこと。
テレワーク	I C T(情報通信技術)を活用した、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。「tele(遠く離れた)」と「work(働く)」を組み合わせた造語で、在宅勤務をはじめ、移動中や移動の合間に行う場合や設備の整った施設を利用するなど多様な形態がある。
ドメスティック・バイオレンス(DV)	夫婦や恋人などの親密な関係にある(あった)パートナーからふるわれる暴力のことで、次のような形態がある。(夫婦には、婚姻届を出していない事実婚や同性婚を含む) 「身体的暴力(殴る、蹴る、首を絞める、髪を引っ張るなど)」「精神的暴力(大声で怒鳴る、無視する、大切にしているものを壊すなど)」「経済的暴力(生活費を渡さない、外で働くことを邪魔するなど)」「性的暴力(性行為を強要する、避妊に協力しない、妊娠中絶を強要するなど)」「社会的隔離(勝手にメールなどを見る、家族や友人との付き合いを制限するなど)」「子どもを巻き込んだ暴力(子どもの前で暴力をふるう、子どもの前でパートナーをばかにするなど)」

【な行】

認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設のこと。
--------	--

【は行】

パートナーシップ宣誓制度	一方又は双方が性的マイノリティの二人が、性別にかかわらずお互いを人生のパートナーとして協力し支え合うことを約した関係であることを宣誓し、市が公的に証明する制度のこと。本市では2022(令和4)年4月から導入。
パタニティハラスメント	育児参加を希望する男性に対する嫌がらせ等、不利益な取扱いのこと。
パブリックコメント	国や地方自治体等が計画等を策定する過程において、計画の案等を市民に公表し、それに対する意見を求める制度のこと。
病児・病後児保育	児童が病気により集団保育が困難であり、家庭で保育ができないときに、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業のこと。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人(利用会員)と育児の援助を行いたい人(援助会員)が会員となり、地域の中で、有償で子育てを助け合う会員組織のこと。
北京宣言及び行動綱領	第4回世界女性会議で採択された。行動綱領は12の重大問題領域に沿って女性が力をつけるための行動計画を記している。具体的には「女性と貧困」「女性の教育と訓練」「女性と健康」「女性に対する暴力」「女性と武力闘争」「女性と経済」「権力及び意思決定における女性」「女性の地位向上のための制度的な仕組み」「女性の人権」「女性とメディア」「女性と環境」「女児」の12項目となっている。

用語	説明
放課後子ども教室	放課後や土曜日に小学校の余裕教室や公民館等を活用して、子どもの安全、安心な活動場所を確保し、地域住民等の参画を得て、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する場のこと。
放課後児童クラブ	小学生を対象に、保護者が就労などで日中家庭にいない場合、授業終了後に預かり、適切な遊びや生活の場を提供して健全な育成を図る事業のこと。
防災士	「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人のこと。
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、特別の機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置をいう。

【ま行】

マタニティハラスメント	職場などにおいて、働く女性に妊娠や出産を理由として、精神的、身体的苦痛を与える嫌がらせ行為のこと。妊娠や出産を理由とした解雇、雇用契約の変更、雇い止めなども該当し、相手は異性だけに限らず、同性同士でもマタハラは起こる。
-------------	---

【ら行】

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、1994（平成6）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び1995（平成7）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。
労働力率	就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が 15 歳以上の人口に占める割合のこと。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス	「仕事」と「仕事以外の生活（育児や介護、趣味、学習、地域活動等）」とのバランスを取り、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。
--------------	--

第3次さぬき市男女共同参画プラン

発 行／2024(令和6)年3月

発 行 者／さぬき市 市民部 人権推進課

〒769-2195 香川県さぬき市志度 5385 番地 8

電 話 (087)894-9088 FAX (087)894-3000

メール jinkensuishin@city.sanuki.lg.jp

